

# 新電子証明書マニュアル

平成24年2月14日

鈴木一也

## 目 次

1、はじめに	1
2、セコム専用ツールを利用するための予備知識	4
(1)Ver.1.0 と Ver.1.10 以降の機能上の違い	4
(2)Ver.1.0 と Ver.1.10 の完成度の違い	5
(3)Ver.1.0 が順調に稼動しているユーザー	6
(4)Ver.1.0 のインストールに失敗し、 アンインストール等ができなくなっているユーザー	7
(5)ベンダーソフトの利用者へ	7
3、セコム専用ツールのインストール	9
(1)インストールの準備	9
(a)環境の確認	9
(b)復元ポイントの設定	11
(c)バックアップの実行	15
(d)IC カードの登録確認と、未済だった場合、登録の実行	17
(2)インストールの実行	19
(3)インストールできない場合の対策	23
(a)「権限がない」としてインストールできない場合	23
申請用総合ソフトのデータの復元	27

(b)どうしてもインストールできない場合 .....	29
4、電子証明書のダウンロードと取り込み .....	31
(1)電子証明書のダウンロード .....	31
電子証明書の内容を確認しないで取り込んでしまった場合 .....	37
(2)電子証明書の取り込み .....	38
5、申請用総合ソフト側の設定（仮想 IC カード方式） .....	42
6、申請用総合ソフト（仮想 IC カード方式）による電子署名の実行 .....	45
(1)IC カードをセコムの新電子証明書に切り替える手順 .....	45
(2)セコムの新電子証明書を IC カードとして使って電子署名する手順 .....	47
付：電子証明書の PIN コードを変更する方法 .....	48
7、PDF ファイルに電子署名する場合 .....	49
8、原本ファイルによる署名方法 .....	61
(1)申請用総合ソフトの場合 .....	62
(2)SkyPDF V4 の場合 .....	64

他社商品名，商標等の引用に関する表示等

本マニュアルには、法務省・申請用総合ソフト、セコムトラストシステムズ(株)・電子証明書ダウンロードツール及び電子申請ツール、Skycom 社・SkyPDF V4 の画像及びセコムトラストシステムズ(株)の「セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書利用マニュアル」掲載の画像を使用しています。

Microsoft（その他商標・登録商標名）は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

Windows の正式名称は、Microsoft Windows Operating System です。

その他、記載されている会社名、製品名は各社の登録商標又は商標です。

## 1、はじめに

インフルエンザの流行が懸念されつつある昨今、司法書士界においては、別の種類の大規模感染に火がついてしまった。“Anti SECOM-Tools Pandemic”である。毎日毎日、犠牲となった“患者”あるいは犠牲をなることを恐れているユーザーから日司連ネット(NSR2)に多数の書き込みがなされている。これだけ悪評が明るみに出てしまったのでは、もはや、全面撤退と根本的な戦略の見直しが絶対に必要と私は思うのだが、わが司令官はどうしても撤退を決断しないらしい。ここ数日で聞こえてきたのは、どうしても上手くいかないユーザーのところにセコムの技術者が直接訪問して障害を復旧するという、人民解放軍真っ青の人海戦術をとるという話である。

現在は、証明書の発行が開始されてからほぼ1ヶ月を経過したところで、大半がバックオーダー、すなわち、「申し込んだがまだ電子証明書を取得していないユーザーが大量にいる状態」であり、この段階ではこのような対応も可能なかもしれないが、4月くらい（発行開始後、100日を経過したころ）になれば、おそらく“万”の単位のユーザーが電子証明書の発行を受け、その何割かで障害が発生すれば、人海戦術では対応不可能になるだろう。

もはや、この状態で電子証明書の発行を継続することは、百害あって一利なしである。私は、被害を受け、または受けるのではないかと恐れている同職諸君のために、また、日司連のために、そして何より当のセコムのためにも、愛情を持って以下の提案をする。

(1)日司連は、現在、司法書士認証カードを所有しておらず、新電子証明書を請求している会員に対して、早急に司法書士認証カードを請求するよう促す。

これによって、平成23年度司法書士試験の合格者など、「近々、新電子証明書が発行されるのでICカードの発行を受けるまでもない」と思っていた人たちを、SECOM-Toolsによる“被害”からとりあえず遠ざける。

その上で、セコムは、新電子証明書の作成作業（150件/dayだそう）を続行しつつ、

(2)ID と PIN コード通知書を送付済の申込者から、送付から30日以内に受領書が得られない場合に電子証明書を取消すという契約条項（加入者利用規定（セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書）第4条第5項）を後記(4)の期日まで停止する

(3)未送付の ID と PIN コード通知書の送付を後記(4)の期日まで停止する。

(4)その上で、セコムにとって開発に必要な時間的余裕を持った、しかし絶対厳守の厳格な期日を設定したうえで、セコムは、万全のソフトウェアを開発・供給する旨を約束する。

上記(4)の期日は本年3月31日かどうか。その上で、

(5)セコムがこれを守れなかったとき、日司連は、ツール作成費用及び改修費用として支払った額相当額（もちろん損害金も）を損害賠償として請求する旨の違約金条項を設定する。

(6)そしてこれに加えてセコムは、電子証明書の原本を使った電子署名が問題なくできることを全会員に向けて明らかにし、電子証明書原本のPINコードを変更するためのツールの作成・配布を行う（費用は別途協議。(5)による違約金との相殺可）。

もともと、セコムの専用ツールと呼ばれているものは、セコムの一般向け電子証明書ビジネスの中では存在しないものである（セコムトラストの一般向け電子証明書のHP\*では、こんなツールのことは一言も出てこない）。このツールは、主に大規模非法人司法書士事務所を想定して、ファイル形式の電子証明書に伴う危険性、具体的には、電子証明書の無断持ち出しと無断削除を回避するべく、日司連側から制作を要請されたものと私は聞いている（もう一つ、セコム側がそれに便乗したもっと生臭い理由も聞いているのだが、これは確証が得られないのでここで披露することは控えておく）のだが、そういうニーズを満たしたいのなら、その必要がある事務所経営者は、ICカード形式による証明書発行（ファイル形式よりも高額である）を、自己負担で利用すればよかったのである。そもそも、司法書士業務（しかも、その「全部」ではない）にしか使えない司法書士の電子証明書の無断持ち出しや無断削除はいったいどんな場合に行われるとお考えだったのであろうか。無断削除は業務妨害行為として行なわれることがあり得るとしても、無断持ち出しはいったい誰が行うのであろうか。これは、被雇用司法書士や補助者が持ち出して、いわゆる“アルバイト”を行うなどということが考えられないではないが、これは労務管理の問題であろう。そんな管理の甘い事務所なら、電子証明書だけ管理を締めても、書面申請でいくらでもアルバイトが出来るので、電子証明書にだけそういうセキュリティを求める必要があったとは私には思えない。そもそも、法人事務所ではこんなツール無しに、商業登記電子認証によって登記所から発行された電子証明書（これにはパスワード以外のセキュリティは用意されていない）で行っているはずである。法人事務所が、商業登記電子認証のセキュリティが甘いことを理由としてオンライン申請をまったく行っていないとはとても思えない。ICカ

ードによる電子証明書発行は、ファイル形式よりも高額になるが、電子証明書の無断持ち出しや無断削除が現実には懸念されるような大規模事務所であれば、それに伴う金銭的な負担には十分に耐えられるはずである。

※<http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgidentry.html>

さて、それでも、比較的、障害に見舞われずに済むためのノウハウ、あるいは安全な使い方がわかってきた。理解に苦しむのは、セコムが設定した標準的な使い方よりも、簡単で、しかも安全性において遜色ない使い方があるのに、それをセコムが公表しないことである。セコムの電子申請ツールは既に破綻している。少なくとも、私は全く信用していない。このような危険なソフトウェアを使わなくても、電子申請ツールを使うのと同じレベルのセキュリティを保てる使い方は現に有るのだ。このマニュアルは、それに関するノウハウをまとめ、自分自身だけでなく同職諸君の執務に役立てていただこうと考えて提供することとしたものである。

思えば、登記・供託オンライン申請システムが稼動したのは今年の今日であった。これも何かの縁かもしれない。

平成24年2月14日

埼玉司法書士会 鈴木一也

## 2、セコム専用ツールを利用するための予備知識

前述したとおり、セコム専用ツールには、すでに、Ver.1.0、Ver.1.10 および Ver.1.20 という3つのバージョンがある。これについて説明しておく

### (1)Ver.1.0 と Ver.1.10 以降の機能上の違い

言うまでもなく、平成24年1月10日、電子証明書の配布開始とともにに配布されたものが Ver.1.0 であり、このとき発覚した障害を治癒し、機能を拡張するために配布したものが Ver.1.10 である（さらに、Ver.1.10 のバグ Fix 版が Ver.1.20 である）。Ver.1.0 と Ver.1.10 とでは、以下のような機能上の違いがある。

Ver.1.0	Ver.1.10
<p>セコムが想定した標準設定以外の設定をしているパソコンにインストールできない</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 起動ドライブが C ドライブでない、また、そもそも、C ドライブがない</li> <li>* 申請用総合ソフトのデータフォルダを標準の位置以外の位置においている。また、データフォルダの名前を標準設定の名前 (ShinseiyoSogoSoft) とは異なる名前にしている*</li> </ul>	<p>一部改善</p> <p>利用できない場合を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Windows のグループ・ポリシーによる制限がある場合</li> <li>・ セキュリティソフトによる制限がある場合</li> <li>・ Windows パーソナルファイアウォールによるインターネット制限がある場合</li> <li>・ 申請用総合ソフトの申請データをネットワーク上の共有フォルダに保存している場合</li> </ul>
<p>電子申請ツールを使って作成した赤いアイコンから申請用総合ソフトを起動した場合、登記所情報やソフトウェアの更新情報をチェックできない</p>	<p>一部改善</p> <p>情報をチェックし、更新情報があった場合にはその旨を表示し、更新する機能を追加。</p>

※標準的な申請用総合ソフトのデータフォルダの位置と名前

XP の場合

C:\¥Documents and Settings¥(PC のユーザ名)\¥My Documents¥ShinseiyoSogoSoft

Vista、7 の場合

C:\¥Users¥(PC のユーザ名)\¥Documents¥ShinseiyoSogoSoft

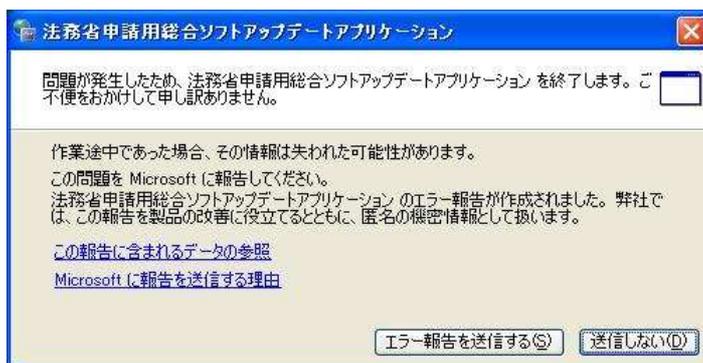
Ver.1.20 は Ver.1.10 で発生する不具合（「法務省申請用ソフトウェアアップデートアプリケーション」の動作停止及び「申請用総合ソフトの起動に失敗しました。(コード：001)」のエラーが発生し、申請用総合ソフトが起動できない事象へ

の対応) を解消したバグ Fix 版であるが、本マニュアルで紹介する手法には全く関係ないので、本マニュアルでは説明を省略する。

## (2)Ver.1.0 と Ver.1.10 の完成度の違い

(1)の表を見れば、「それなら Ver.1.10の方がよい」と考えた方がほとんどだろうが、実際はそうではない。Ver.1.10 は電子証明書の配布を受けたユーザーから殺到したクレームに対処するために急ごしらえで制作されたソフトであるため、完成度が非常に低い。私のところでは、Ver.1.10 のウリであったはずの登記所情報やソフトウェアの更新情報をチェックする機能が正常に働かず、次のようなエラーが4台中3台(出なかったのはXPの1台のみ)で発生する。その後、同じアップグレードをした同職のところでも2台中2台(いずれもWindows 7)で同じ症状が出たようだ。

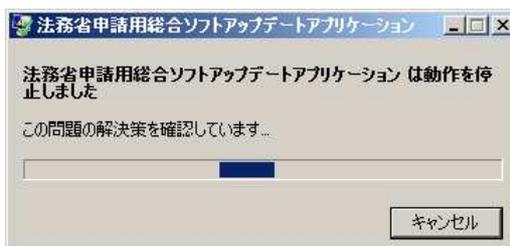
### Windows XP (Home Edition) の画面



### Windows Vista (Home Premium) の画面



### Windows 7 (Home Premium) の画面



この症状は、要するに申請用総合ソフトの情報を更新するブロックが動作を停止したということであるので、これでは安心して使うことはできない。Ver.1.20

はこの障害を解消したとしているが、私にはもうどうでもよい。見捨てたわけではない。本マニュアルで紹介する「仮想 IC カード方式」を使えばそもそも電子申請ツールを使う必要がないので、このようなエラーは原理的に発生しないからだ。

しかし、私のようにインストールには成功したものの動作に不具合がある程度ならまだいいほうで、同職の中には、提供された「更新ファイル」を適用した結果、「正常終了しない、アンインストールできない、復元ポイントも実行できない」の“3ない状態”に陥った人がいる（彼は、復旧するのに5時間半かかってようやく正常終了までもっていったそうだが、自力でそこまで何とかできる人は、司法書士業界の中では例外的にパソコンスキルの高い人である）。まして、最初に配布された「更新ファイル」は、将来、配布予定だった未完成ファイルを誤って配布したものであったため、アップデート失敗確率100%というお粗末なものであった。これは、出前が遅いと叱られたそば屋が生麺を配達してしまったようなもので、それに気付かないとは、緊張を欠くにも程がある。この大失態については、セコムは猛省しなければならない。セコムほどの“安全”をウリにする会社が、こともあろうに“セキュリティ”を向上させるために、パソコンを使い物にならなくするような危険なソフトを配布してしまったのでは、それこそシャレにもならない。これがもし、銀行ATMなどを管理するシステムでの失態だったら、会社の倒産を覚悟しなければならないほどの賠償を求められたかもしれないのである。われわれも甘く見られたものだ。

以上のとおり、Ver.1.10は非常に完成度が低い。はっきり言って、未検証プログラムと言っていいレベルである。Ver.1.0と比べてVer.1.10の機能上のAdvantageは、唯一、登記所情報等の更新の機能を備えていることであるが、それも安定した動作は実現できていない。私に言わせれば、最初から「特殊な設定をしているパソコンではインストールできません。また、登記所情報等の更新の機能はありませんので、情報の更新については、『登記・供託オンライン申請システム』のHPなどでチェックしてください」と言われて自分でチェックしたほうがマシだったと思っている。当然、それで不満を持つユーザーは多かったかもしれないが、今にしてみれば、パソコンを滅茶苦茶にされて復旧に丸一日を費やすような事態に陥らされるくらいなら、その方がマシだったであろう。そのバグFix版といわれるVer.1.20をいまさらリリースしたところで、もはや私はこのソフトを信用する気にはなれない。インストールもお断りする。

### (3)Ver.1.0が順調に稼働しているユーザー

以上から、Ver.1.0が順調に稼働している場合、Ver.1.10やVer.1.20へのバージョンアップはやめておいたほうがよい。やめておいたほうがよいと言うより

も、する必要がない。後述の「仮想 IC カード方式」を利用すれば、全く何の問題もなく緑アイコンから起動し、しかも新電子証明書による電子署名ができ、情報の更新も行われるのである。

どうしても Ver.1.10 や Ver.1.20 にバージョンアップしたい場合でも、「更新プログラム」を使わず、いったん、Ver.1.0 をアンインストールしたうえで、Ver.1.10 や Ver.1.20 のフルセットのファイルをダウンロードして、新規インストールしたほうがよい。更新プログラムの配布は直ちにやめるべきである。

また、Ver.1.0 が順調に稼動していながら Ver.1.10 や Ver.1.20 にバージョンアップしてしまった人で、Ver.1.10 や Ver.1.20 にこだわらないのであれば、Ver.1.10 や Ver.1.20 をアンインストールして、Ver.1.0 を新規インストールしなおしたほうがよいと私は考えている。

そもそも、コンピュータソフトウェアのバージョンアップというものは、それによって利便性が向上する場合に、その向上と投下費用とのバランスで、利便性が勝る場合に行われればよい類のものであって、今回のような、主としてバグ取りのために行われるものは、バージョンアップでも更新でもない。Ver.1.10 だの 1.20 だの名乗るのはおこがましい。せいぜい、Ver.1.01、1.02 くらいのものである。

#### (4)Ver.1.0 のインストールに失敗し、アンインストール等ができなくなっているユーザー

一番の被害者はこれに該当する人である。この場合、いやでも「修正プログラム」を適用せざるを得ない。ただし、「修正プログラム」も万全とはいえないらしく、正常終了しない場合が多々あるそうである。「修正プログラム」が正常終了しない場合はセコムが技術者を派遣して面倒を見るということなので、当面、それを待つしかないようだ。

「修正プログラム」が正常終了した場合でも、中がどうなっているかわかったものではないので、余力があるなら、「Ver.1.0+Ver.1.10 または Ver.1.20 の修正プログラム」によるインストールをいったんアンインストールして、Ver.1.10 または Ver.1.20 のフルセットを新規インストールしたほうがよい。

#### (5)ベンダーソフトの利用者へ

ベンダーソフトの利用者は、絶対にベンダーに無断でセコムツールをインストールしてはいけない。ベンダーから「大丈夫だ」という内容の文書が来ている場合でもである。ベンダーが Ver.1.0 で動作検証をしていた場合、ユーザーがインストールしようとしているのが Ver.1.10 や Ver.1.20 だと、失敗してパソコンを滅茶苦茶にされる可能性があるので、この場合、必ずインストールする直

前に電話などでベンダーに確認し、指示に従うこと。サービスマンが来て直接やるというのなら、たとえお金を払うことになってもそれに従うこと。過去には、ベンダーに無断でやった（別に悪いことではない）結果、パソコンそのものを滅茶苦茶にされてしまい、起動不能（申請用総合ソフトではなく、Windows そのものの起動不能）に陥った人もいるそうである。この人は、Windows の再インストールからやり直し、それに数時間を費やしたという。

### 3、セコム専用ツールのインストール

#### (1)インストールの準備

##### (a)環境の確認

以上を読んでこられた方なら、何を確認すべきかはわかるであろう。要は、

①Cドライブが存在するか

②申請用総合ソフトのファイルパスを標準設定にしているか

の2点である。これをいずれもクリアしていて、Ver.1.0のファイルを手に入れることができた人は、Ver.1.0をそのままインストールしたほうがよい。標準と異なっていた人、あるいはVer.1.0のファイルを手に入れることができない人は、残念ながらVer.1.10またはVer.1.20をインストールせざるを得ないが、この環境確認をした上で、適切なバージョンのフルセットのファイルで新規インストールした場合は、比較的失敗の確率は低い。私の場合、自分の4台と同職の3台をインストールしてきたが、今のところ、1台も失敗していない（ただし、前述の動作不良は発生しているが、その解決策を適用したので、もうVer.1.10もVer.1.20も必要ない）。

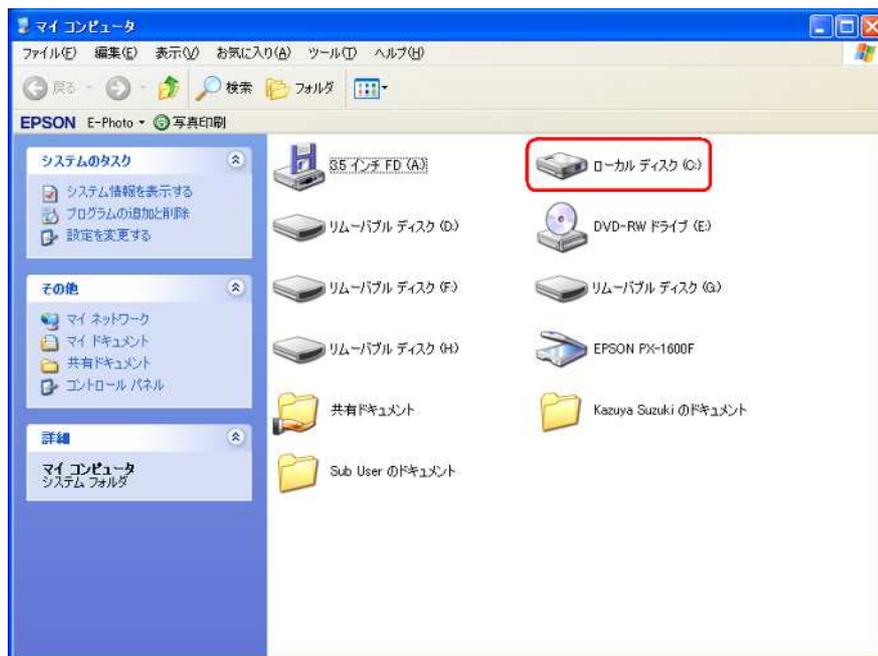
以下では、一応、具体的な確認方法を示しておく。画面は、一番ユーザーが多いと思われるWindows XPのものであるので、Vista、7では多少異なるが意味するところは同じである。

##### ①Cドライブが存在するか

これを確認するには、スタート→(マイ)コンピュータの順にクリックし、



表示された画面に「C:」の表示があればそれでOK。



これがあれば、起動ドライブは普通、C だし、申請用総合ソフトも C ドライブにインストールされているはずである（これらを C 以外にしている人はマニア乃至オタクの類である）。

## ②ファイルパスを標準設定にしているか

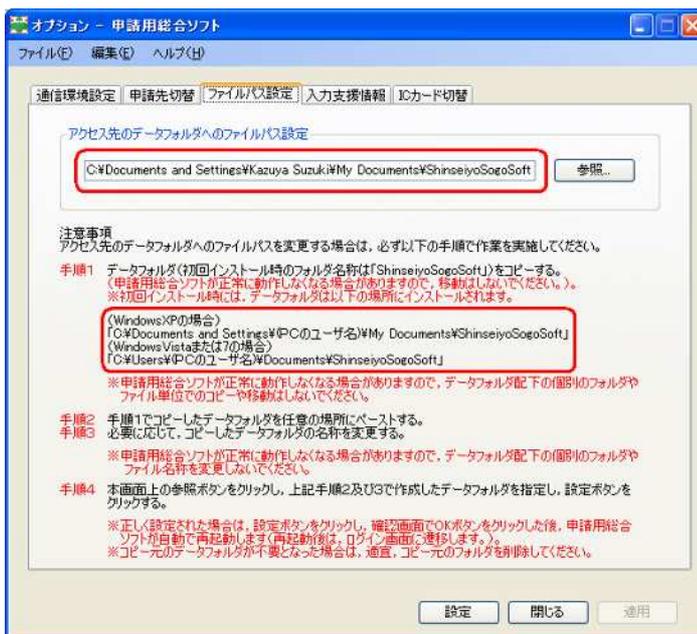
これを確認するには、申請用総合ソフトを起動し、メニューバーからツール(T)→オプション(O)の順にクリックし、



表示された画面の上部の「ファイルパス設定」のタブをクリックし、



表示された画面中、「アクセス先のデータフォルダへのファイルパス設定」の窓に表示されている内容が画面中央、右図の赤囲みの内容と一致していれば標準。異なるところがあれば標準と異なることになるが、自分で変更していない限り、一致しているはずである。



## (b)復元ポイントの設定

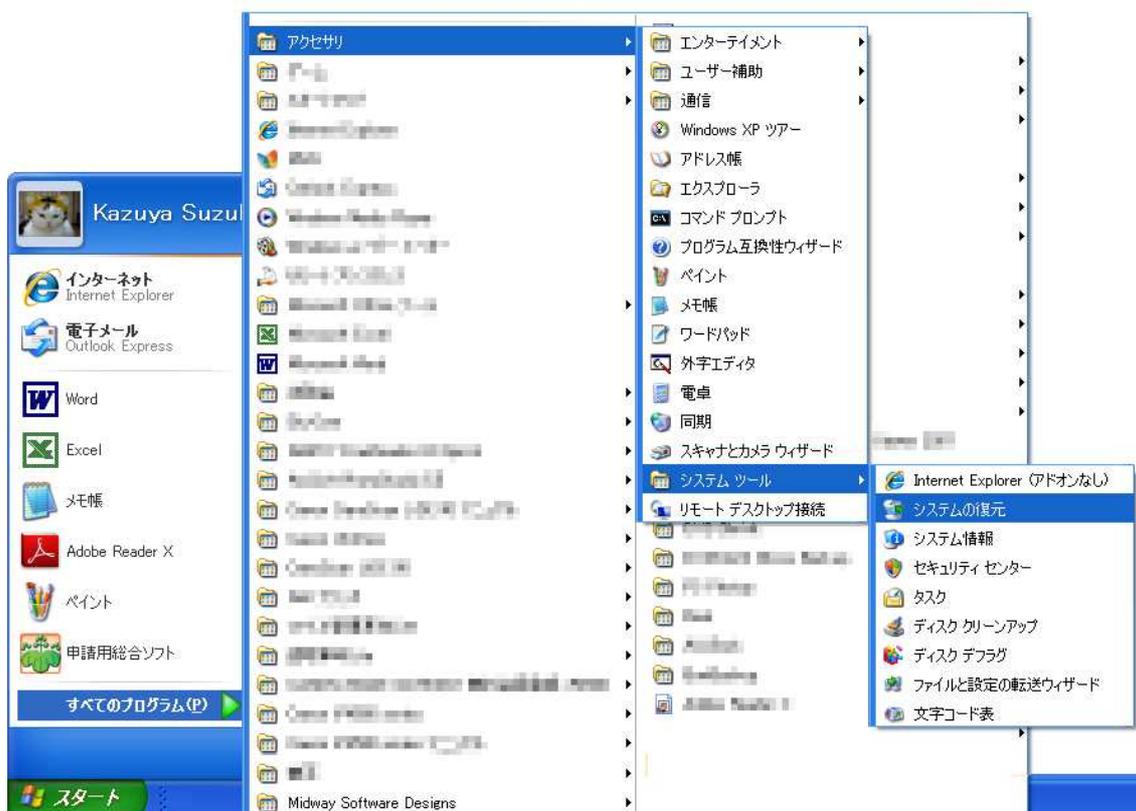
**復元ポイントの設定**とは、新しいソフトウェアのインストールなどによって障害が発生したときに備えて、その時点でのパソコンの設定状態を記録しておく、そのソフトウェアのインストール前までパソコンの設定を戻せるようにしておく処理のことである。これを作成しておけば、少なくともインストール前までパソコンの設定を戻すことができるので、とりあえず仕事を続けることはできる（インストール～復元ポイントを適用してインストール前まで戻した場

合、その間に作成したデータは保護されることになっている)。

復元ポイントの設定は、XP と Vista 及び 7 で操作方法がかなり異なるので、それぞれ示しておく。

## Windows XP の場合

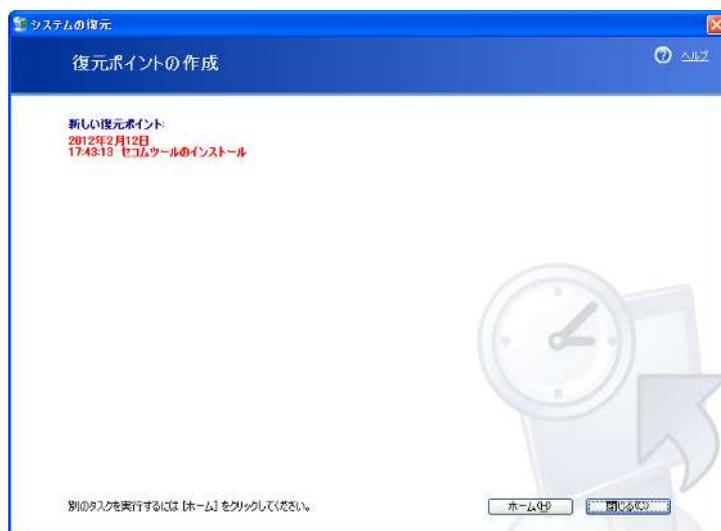
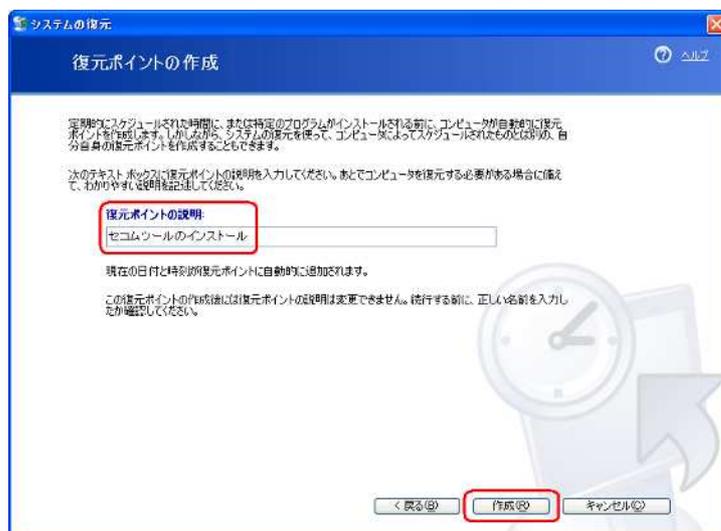
- ① スタート→すべてのプログラム→アクセサリ→システムツール→システムの復元の順にクリック



②表示された画面から  
「復元ポイントの作成(F)」を  
チェックして **次へ(N) >** ボタンを  
クリック

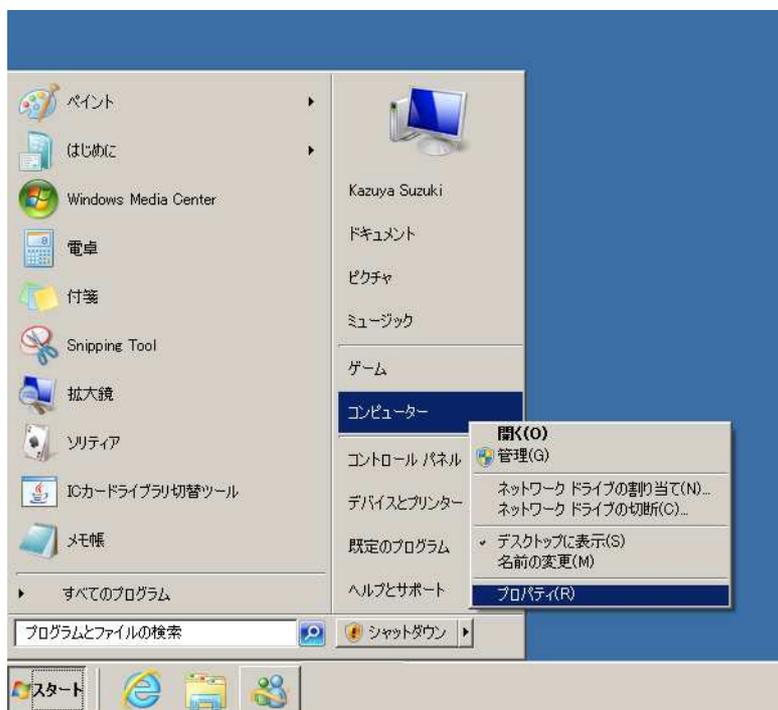


③復元ポイントの名前  
(後で自分で意味が  
わかる名前であれば  
なんでもよい) を入力して **作成(R)**  
ボタンをクリックし、しばらく待てば  
完了する



## Windows Vista 及び Windows 7 の場合

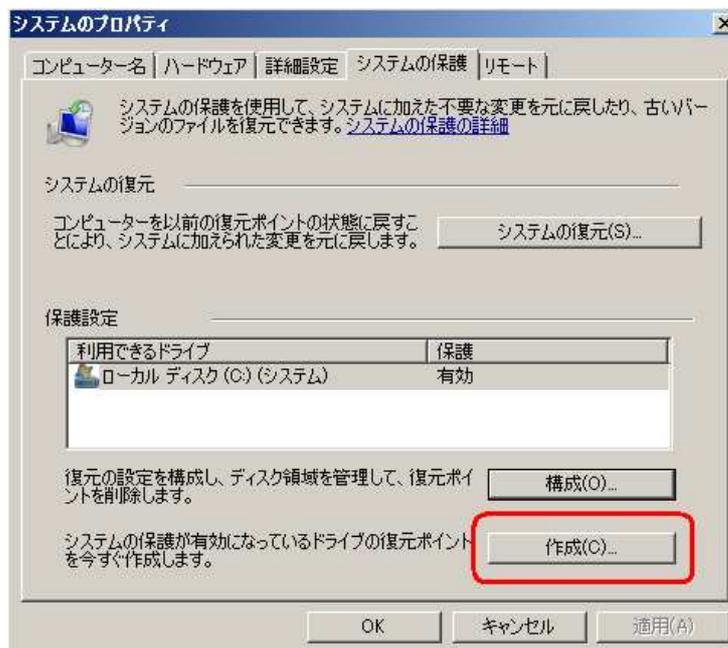
- ① スタート→コンピューター (右クリック) →プロパティ(R)の順にクリック



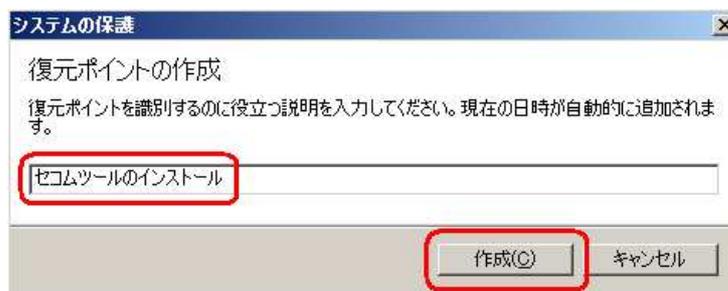
- ② 「システムの保護」をクリック



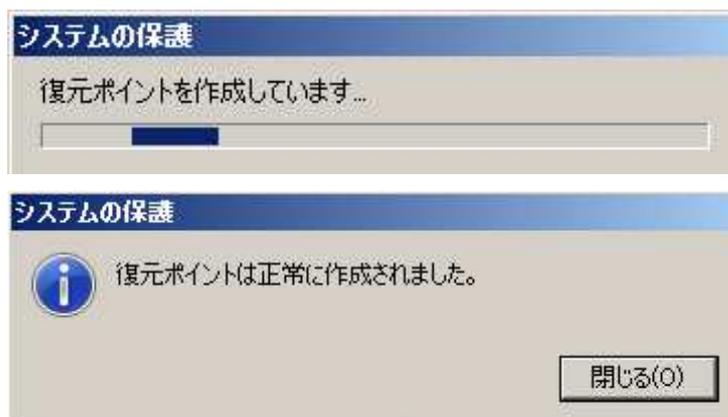
- ③ **作成(C)...** ボタンをクリック



- ④ 復元ポイントの名前を入力して **作成(C)** ボタンをクリック



- ⑤ しばらく待てば完了



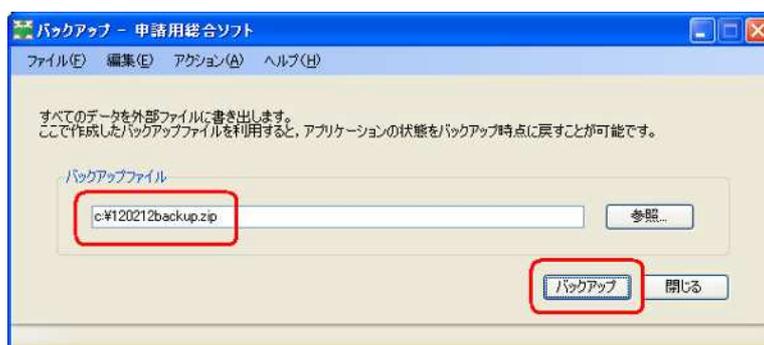
### (c)バックアップの実行

できれば全データのバックアップをしておいてほしいところであるが、最低限、申請用総合ソフトのデータのバックアップをしておいて欲しい。

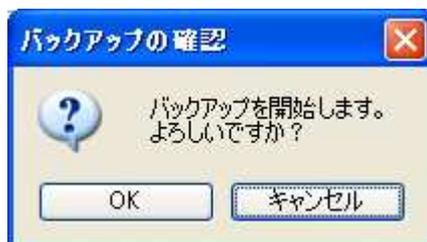
- ①申請用総合ソフトを起動し、メニューバーからツール(T)→バックアップ(B)の順にクリック



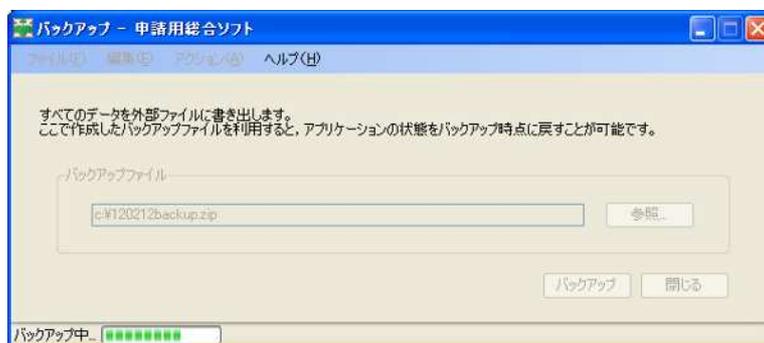
- ②バックアップファイルの名前を入力して **バックアップ** ボタンをクリック



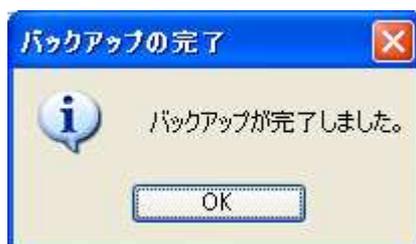
- ③確認してくるので、**OK** ボタンをクリック



- ④これでバックアップが始まり、



- ⑤完了のメッセージが表示されれば終了



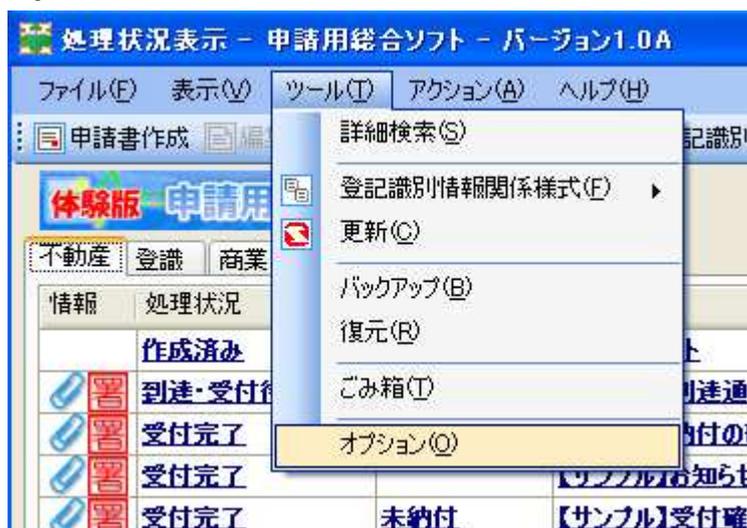
なお、バックアップファイル（上の例では 120212backup.zip）は本体と電氣的に切り離せる装置（外付け HDD や USB メモリなど）にコピーを取っておくべきである。でないと、本体がおかしくなった時にこのバックアップファイルも壊される可能性がある。この場合、いきなり USB メモリにバックアップファイルを作成するのではなく、バックアップ完了後にコピーした方がよい。

#### (d)IC カードの登録確認と、未済だった場合、登録の実行

今まで IC カードを 1 種類しか使っていなかった場合、この登録をせずに使っている人が多いが、登録していないと、セコムツールをインストールしたときに IC カードの設定データが上書きされてしまい、以後、IC カードによる電子署名ができなくなる（登録しておらずにこの症状が発生してしまった場合は、IC Card Security Kit を再インストールすれば使えるようになる。登録していたのにこの症状が発生した場合は、IC カードの切り替えによって司法書士認証カードを指定すれば使えるようになる）。

この作業はとても簡単である。

- ①まず、メニューバーから「ツール(T)→オプション(O)」とクリック。



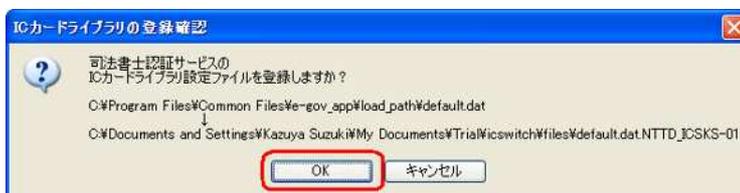
- ②表示された画面上部の「ICカード切替」のタブをクリック



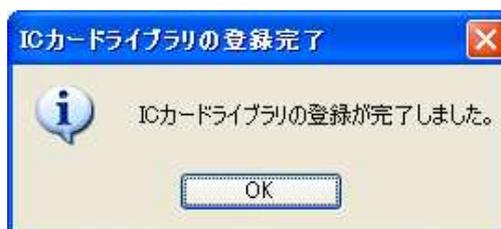
- ③ ICカード切替の画面に切り替わったら、まず、**登録** ボタンをクリック。



- ④すると、現在、指定されているカードを登録するための画面が開くので、**OK** ボタンをクリック。



- ⑤これで完了。**OK** ボタンをクリックして画面を閉じる。



## (2)インストールの実行

以上で準備が完了したので、インストールを開始する。

まず最初にすべきことは、インストールファイルを取得することであるが、ここにまず問題がある。今まで述べてきたように、ソフトウェアの出来としては Ver.1.0の方が出来が良いのだが、現在ダウンロードできるのは Ver.1.20 だけで、Ver.1.0 または Ver.1.10 はサイトからダウンロードすることが出来ない。これについて私は認証局宛に Ver.1.0 ファイルの再アップロードまたは再配布の許諾（要するに、今、持っている人が他人に配布することを許諾すること）を求めている（Ver.1.10 については求めるつもりはない）が、今のところ返事がない。正式な許諾がないうちは私もネットなどで再配布するわけにはいかないが、読者の近所に Ver.1.0 のインストールファイルを HDD に保存している人もいるだろうから、そのような人に頼んでコピーさせてもらえばよいだろう。もちろん、著作権法上の問題があることはわかっているが、あえて言うなら自分のパソコンを防衛するためにやむを得ず行なう行為である。これを禁止するとセコムが言うのなら、われわれは出来の悪いソフトウェアで、相当な長時間を無駄に費やすことを余儀なくされたことに対する損害賠償を（それも集団で）求める用意をするので、その覚悟があるのなら禁止でも何でもしたらいい。

さて、Ver.1.0 については以上のおりであるが、Ver.1.20 のインストールファイルは以下にアップロードされている。

[https://ca3.nisshiren.jp/repository/doc\\_and\\_tools.html#tool](https://ca3.nisshiren.jp/repository/doc_and_tools.html#tool)

このページの中ほどに以下の部分があるので、「[電子証明書ダウンロードツール／電子申請ツール バージョン 1.20](#)」の文字をクリックする。

### 1. 「電子証明書ダウンロードツール／電子申請ツール (2012年2月13日) Ver1.20」

**【対象】** 初めてダウンロードする方／古いバージョンのアンインストールを行った方

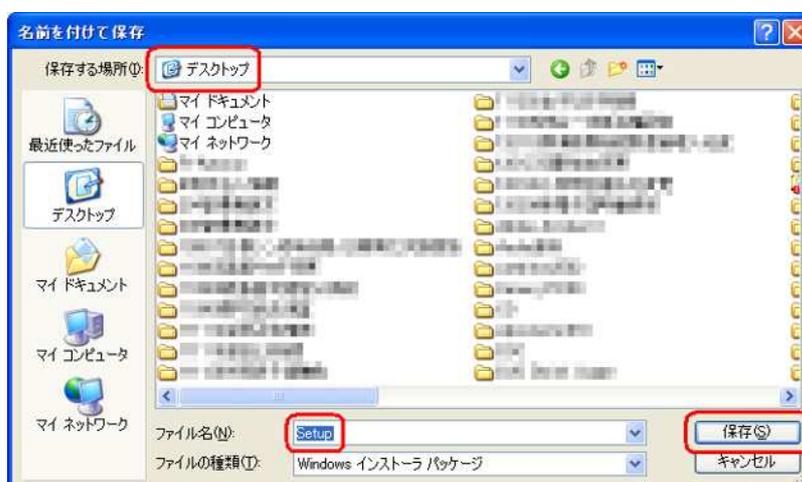
[マニュアルは、こちらからダウンロードしてください。](#)

プログラム名	バージョン	公開日
<a href="#">「電子証明書ダウンロードツール／電子申請ツール バージョン1.20」</a>	1.20	2012年2月13日

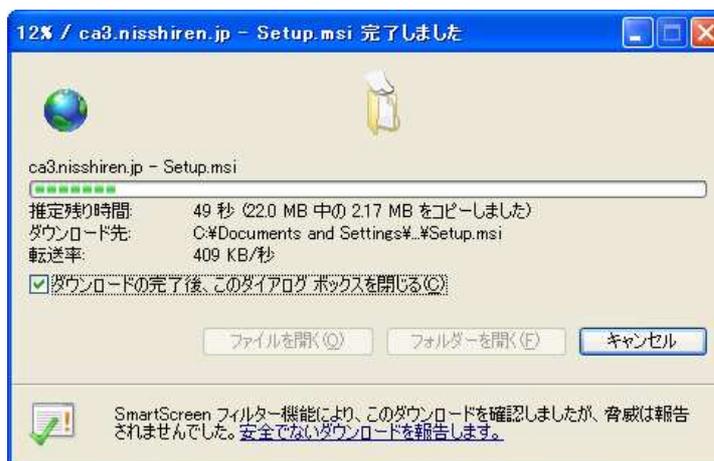
- ① 実行または保存を求めてくるので、  
**保存(S)** をクリック



- ② 適当な場所を指定して **保存(S)** ボタンをクリック。保存するファイル名を変えたい場合は変えても差し支えない



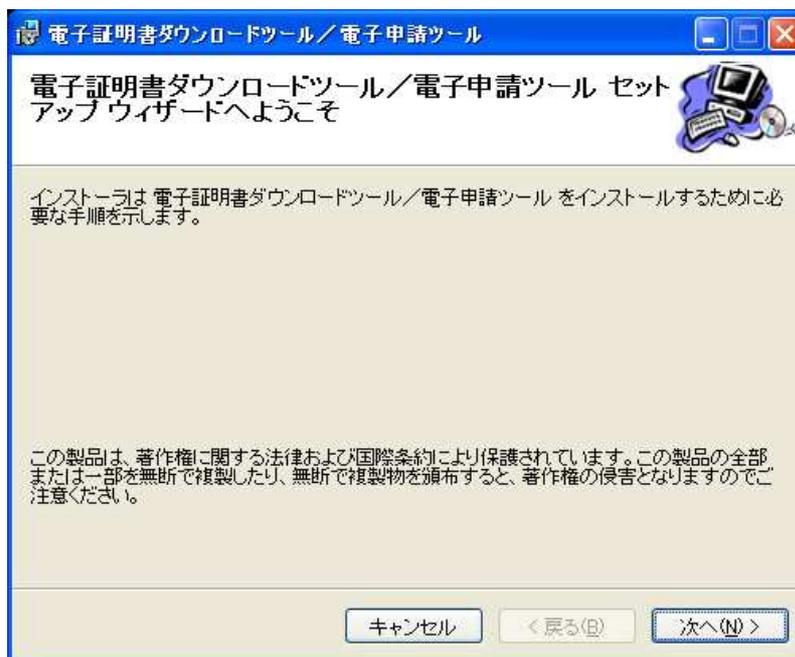
- ③ これでダウンローダーが実行され、



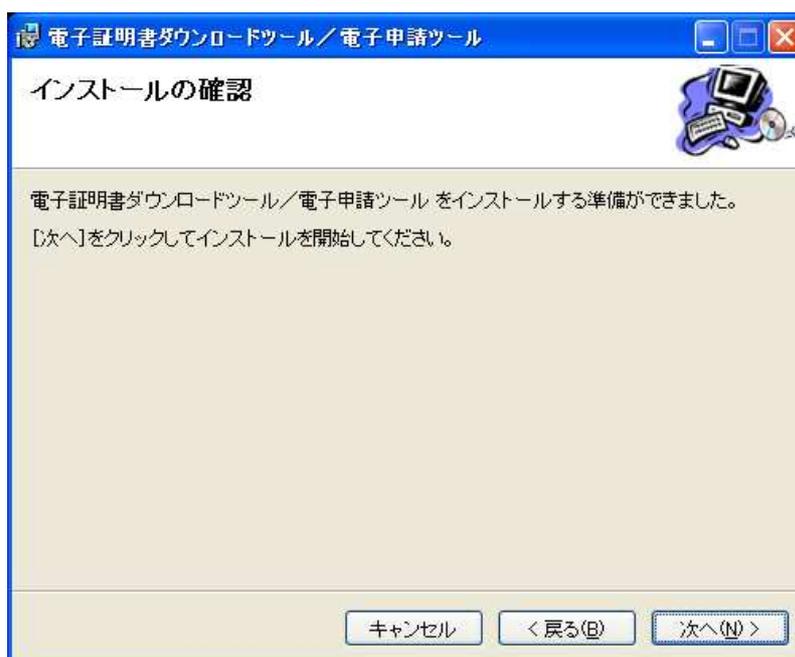
- ④ ダウンロードが終わると指定した場所に右のアイコンが表示されるので、これをダブルクリックする



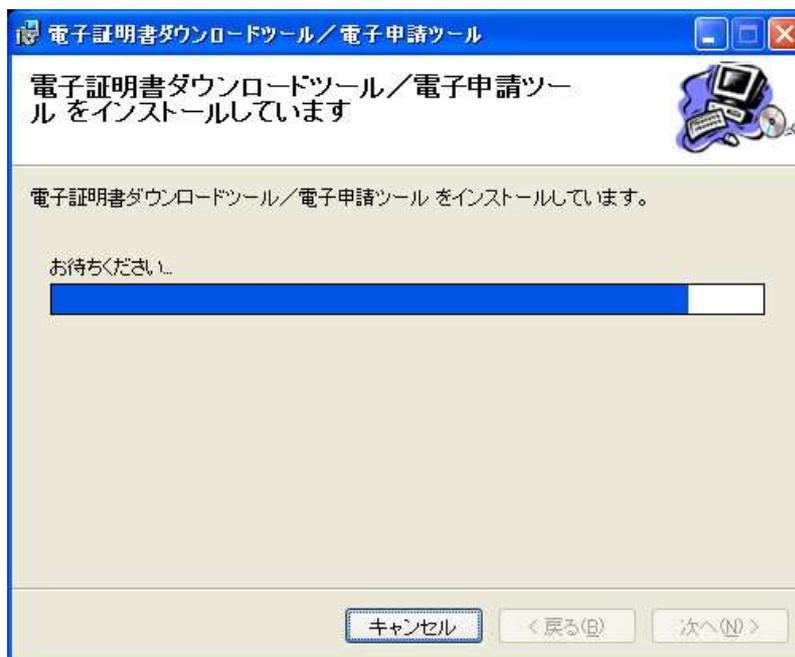
- ⑤すると、Setupが始まる。まず、**次へ(N) >** ボタンをクリック



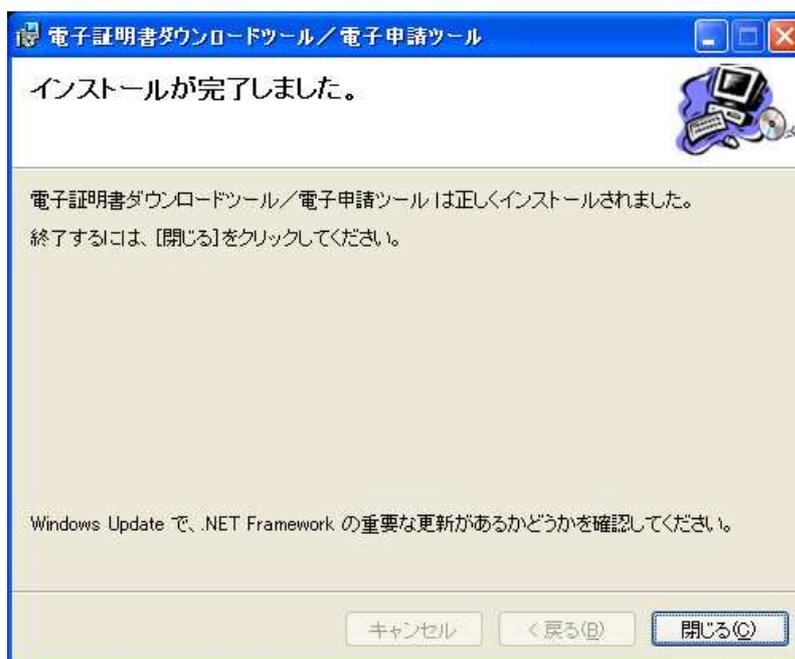
- ⑥さらに **次へ(N) >** ボタンをクリック



- ⑦ これでインストールが実行される。



- ⑧ しばらく待つとインストールが終わるので、**閉じる** **(C)** ボタンをクリック。



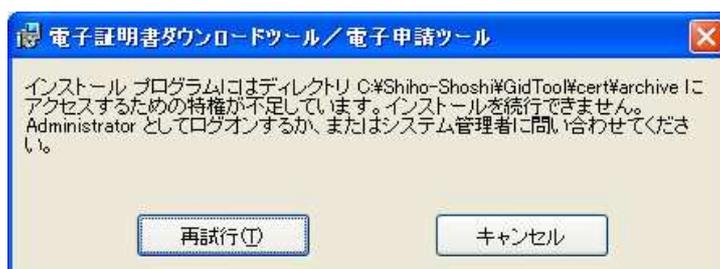
- ⑨ インストールが終わるとデスクトップに右の2つのアイコンが表示される。



### (3)インストールできない場合の対策

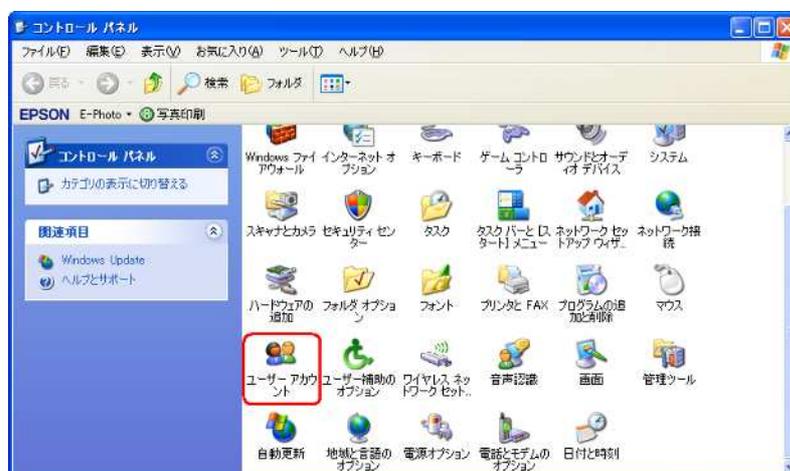
#### (a)「権限がない」としてインストールできない場合

インストールを開始してまもなく、下のような画面が出てインストールが実行できない場合がある。



セコムのツールは Administrator 権限を持つユーザーでないとインストールできないのだが、Administrator 権限を持つユーザーなのにこのエラーが出ることもある。この場合、私の経験では、別の、Administrator 権限を持つユーザーアカウントを作成し、このアカウントで Windows にログインしてインストールしたら成功したので、Administrator 権限を持つユーザーアカウントを作成する方法を示しておく（画面は XP であるが、Vista、7 でも同様である）。

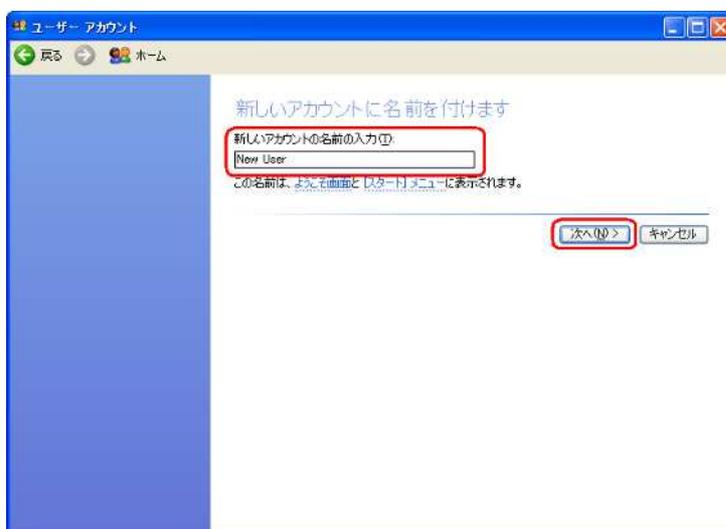
- ①コントロールパネルを呼び出して、「ユーザーアカウント」のアイコンをダブルクリック



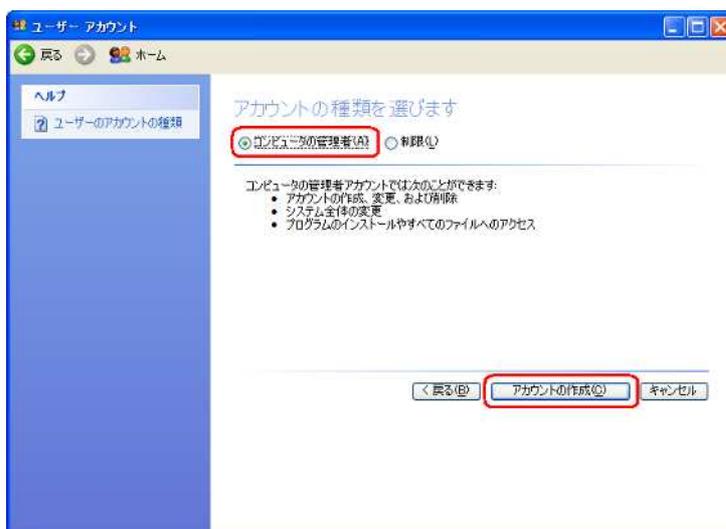
- ②ユーザーアカウントの画面になったら、「新しいアカウントを作成する」をクリック



- ③新しいアカウントの名前を入力して「次へ(N) >」ボタンをクリック



- ④アカウントの種類として「コンピュータの管理者(A)」をクリックして、「アカウントの作成(C)」をクリック



- ⑤これで、新しいアカウントが作成され、



- ⑥起動画面にも表示される。



- ⑦ユーザーを切り替えるには、まず、スタート→ログオフ(L)とクリックし、



- ⑧「ユーザーの切り替え(S)」または「ログオフ(L)」をクリック。現在のユーザーの状態を維持したい場合は「ユーザーの切り替え(S)」、維持する必要がない場合は「ログオフ(L)」を選ばよい



- ⑨すると、起動画面が表示されるので、起動したいアカウントをマウスでクリックすればよい



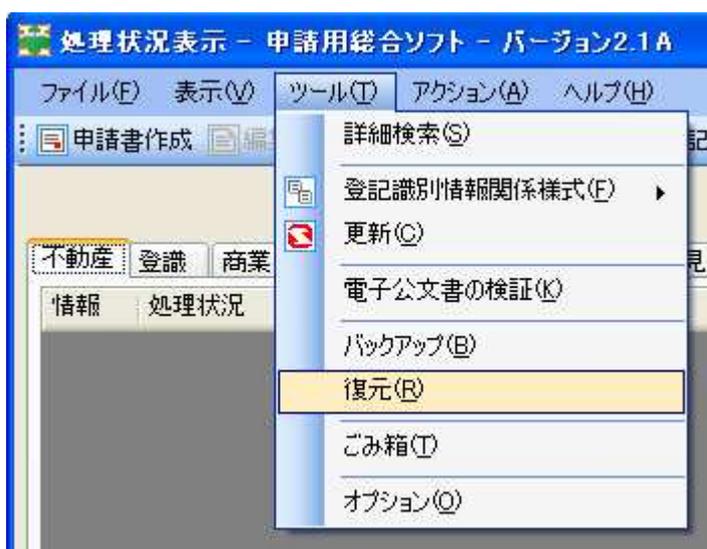
この画面は「ユーザーの切り替え」を選択した場合。「Kazuya Suzuki」に「3個のプログラムを実行しています」とあることからそれがわかる。「ログオフ」を選択した場合、この記述はありえない。

なお、一般のソフトウェアはそうではないのだが、申請用総合ソフトはアカウントごとにインストールされ、インストールしていないアカウントから起動することはできないので、新しいアカウントを作成してセコムツールをインストールした場合は、そのアカウントに申請用総合ソフトもインストールする必要があり、さらに、今までのアカウントで申請してきたデータを引っ越してこなければならない。

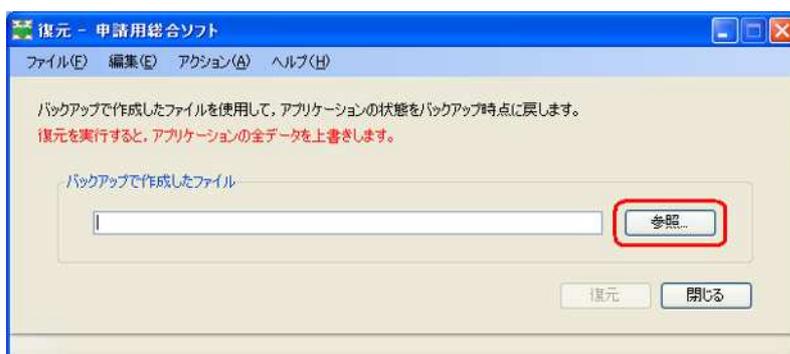
この場合、15ページで作成したバックアップファイルを使ってデータを復元すればよい。データの復元に成功したら旧アカウントの申請用総合ソフトはアンインストールしてよい。

### 申請用総合ソフトのデータの復元

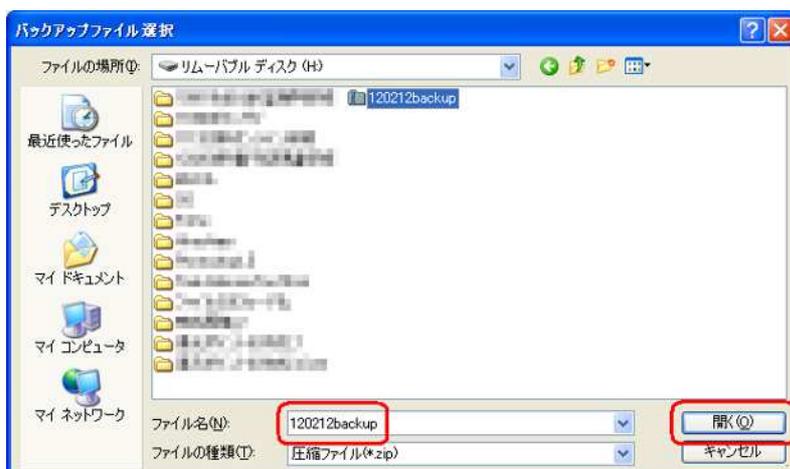
- ①申請用総合ソフトを起動し、メニューバーからツール(T)→復元(R)の順にクリック



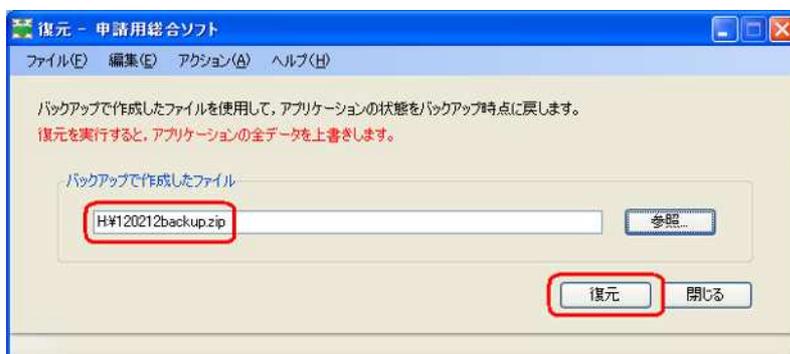
- ②表示された画面の  
**参照** ボタンを  
クリック



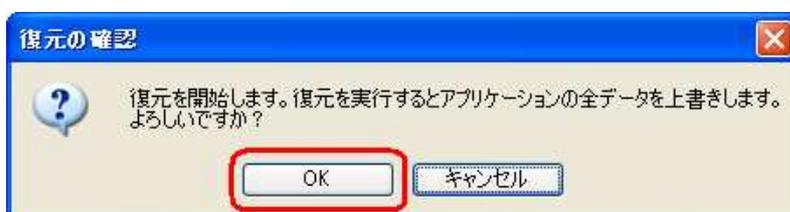
- ③バックアップファ  
イルを指定して  
**開く(O)** ボタ  
ンをクリック



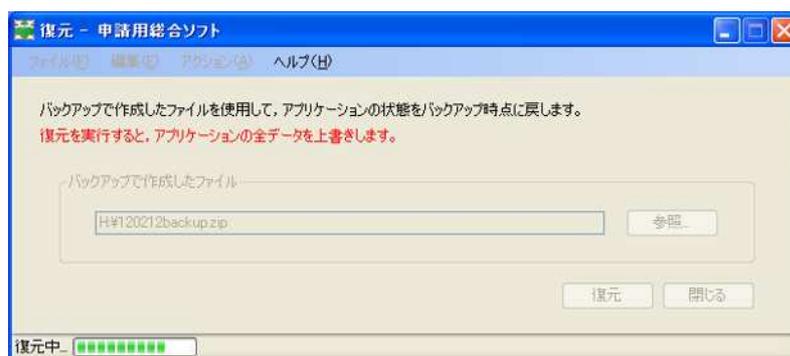
- ④「バックアップで  
作成したファイ  
ル」の窓にバック  
アップファイル名  
が表示されてい  
ることを確認して  
**復元** ボタンを  
クリック



- ⑤確認のメッセー  
ジが表示される  
ので、**OK** ボタ  
ンをクリック



## ⑥復元が開始



## ⑦しばらく待つと完了通知が来る



## ⑧復元が完了し、 OK ボタンをクリックすると、 申請用総合ソフトは再起動される



当初から知られていることだが、申請用総合ソフトのバックアップ→復元を実行すると、バックアップから復元までに生じた変更は一切反映されないの、間に申請書の作成や申請の実行、更新等の変更を行ってはならない。申請用総合ソフトのバックアップ→復元は、今回の場合のように、パソコンに重大な変更を行う場合や、パソコンを新規購入してデータの引越しを行う場合にのみ使える機能であって、日々刻々の変更を反映したバックアップを取りたいのなら、別のバックアップソフトを使ってデータフォルダそのものをリアルタイムでバックアップしておくべきである。

### (b)どうしてもインストールできない場合

残念ながらどうしてもセコムツールをインストールできない場合は、無理してセコムツールをインストールする必要はない。この場合、近所にインストールに成功している同職がいる場合、その人のパソコンを使って電子証明書のダウンロードさせてもらうか、その人にダウンロードを代行してもらうか、ダウンロードの代行を引き受けてくれる事務機屋さん等に頼み、とにかく電子証明書のダウンロードだけは済ませ、受領書を返送しておきさえすればよい。しか

し、インストールできないからといって放置してはならない。電子証明書のダウンロードと受領書の返送まではやっておかないと、セコムが ID と PIN コード通知書を発送後、30日を経過したときに電子証明書を失効させてしまう（失効前に催促が来るので、知らない間に失効されてしまうことはない）からである。ダウンロードさえ済ませ、受領書さえ返送しておけば、あとは、後述61ページの原本ファイルによる電子署名の方法を使えば全く支障なく電子署名ができるし、その方法で申請した場合にも、全く何も支障はない。ただ、原本ファイルはコピー防止、削除防止等の措置が何もない状態なので、その点だけは注意すべきであるが、パスワードの管理さえきちんとしておけば、実務上は支障ない。

## 4、電子証明書のダウンロードと取り込み

以上でソフトウェアの準備は完了であるが、ここからは Ver.1.0 と Ver.1.10 以降とではちょっと手順が異なる。Ver.1.10 以降では、先に電子証明書のダウンロードと取り込みを行い、その後でないと後述 5 の申請用総合ソフト側の設定以降に進めないのだが、Ver.1.0 では、電子証明書のダウンロードと取り込みの手順を飛ばして 5 以降を行うことができるのである。どちらが先でもいいじゃないかと思われるかもしれないが、Ver.1.0 では、4 の電子証明書のダウンロードと取り込みの手順を飛ばせるので、まだ電子証明書を取得しなくても、5 の手順を先に行っておくことができるのである。5 の手順を先に行っておけば、電子証明書を取得してダウンロードと取り込みを行えば、直ちに新電子証明書による仮想 IC カード方式による電子署名を行うことができる。そのことからしても、Ver.1.0 の方が優れていると私は思うので、そのことから Ver.1.0 の Setup.msi の再アップロードまたは再配布の許諾を求めるものである。

どちらを先に行うにしても、電子証明書のダウンロードと取り込みはいつか必ず行わなければならないことであり、しかも、極めて重要な手順なので、事前に説明をよく読み、十分頭に入れた上で本番に臨んでいただきたい。

### (1)電子証明書のダウンロード

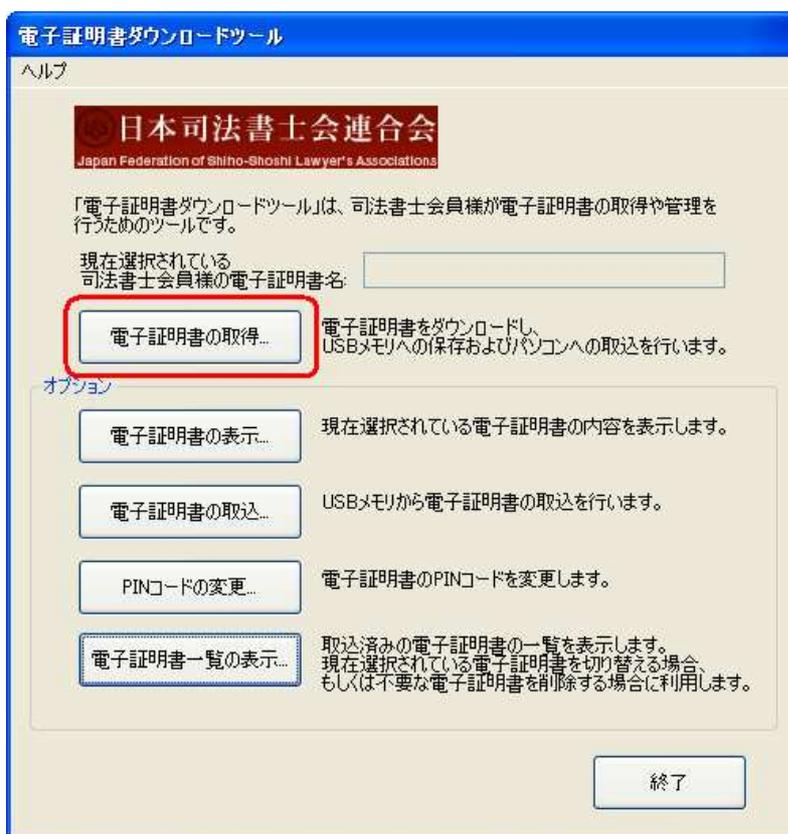
①まず、デスクトップに表示された右のアイコンをダブルクリックする。



このとき、最新バージョン以外のツールをインストールしていると、右のような更新を促す画面が表示されるが、正常に動作している限り、無視してかまわない。

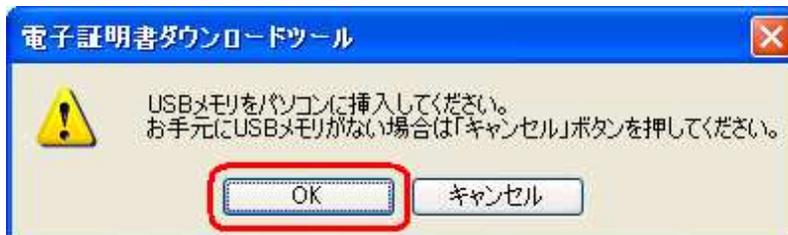


- ②これで電子証明書ダウンロードツールが起動するので、**電子証明書の取得** ボタンをクリック



- ③すると、USBメモリの接続を求められるが、これは必要ないので無視してよい。理由は後述。

**OK** ボタンをクリック。



- ④ 電子証明書の取得にはセコムから通知された ID (識別番号) と PIN コードが必要なので、用意しておくこと。

ユーザーID	XXXXXXXXXX
所属会及び登録番号	埼玉司法書士会 第XXXX号
お申込み者氏名	XXXXXXXX 様

信頼される安心を、社会へ。  
**SECOM**  
コンピュータセキュリティ株式会社

**セコムパスポート for G-ID**  
**司法書士電子証明書**  
**識別番号及びPINコードのお知らせ**

識別番号は  ※識別番号は半角で入力してください。数字のみ

PINコードは  ※PINコードは半角で入力してください。英=英字 数=数字 小=小文字 です。

**注意事項**

- ① 本お知らせの発送日から30日を経過しても受領書が返送されない場合には、電子証明書の取消をさせていただきます場合があります。
- ② また、電子証明書ファイルのダウンロード実施後1時間を経過すると、電子証明書はダウンロード用サーバから削除され、再ダウンロードができなくなります。
- ③ 電子証明書の記載事項に問題ないことを確認しましたら、受領書のご返送に協力してください。
- ④ その他については、「司法書士電子証明書に関するお知らせ兼受領書」に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ⑤ ③の画面で   ボタンをクリックすると右の画面が表示されるので、氏名、通知書に記載された識別番号(ID)及び PIN コードを入力して   ボタンをクリック

**電子証明書ダウンロードツール**

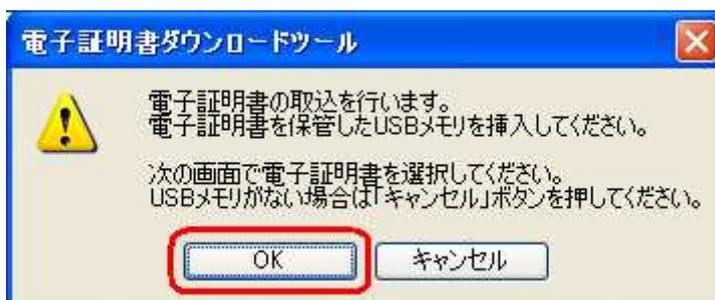
「司法書士会員様の氏名」と「識別番号およびPINコード送付のお知らせ」に記載されている「識別番号」と「PINコード」を入力してください。

司法書士会員様の氏名:

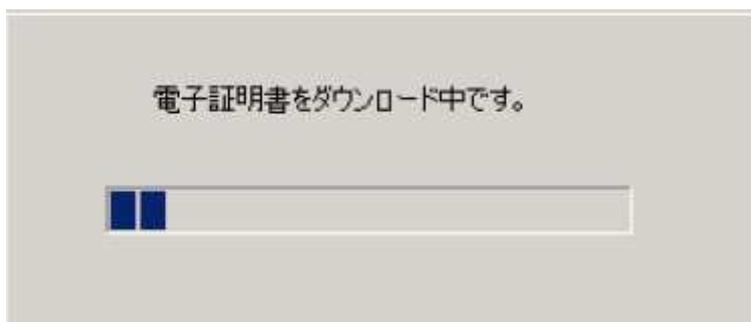
識別番号:

PINコード:

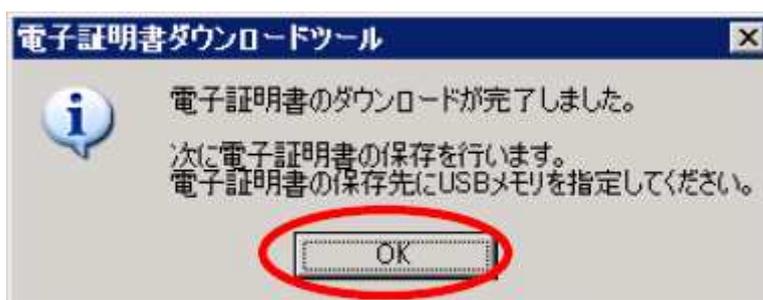
- ⑥再び USB メモリの接続を求められるが、無視して、そのまま **O** **K** ボタンをクリック



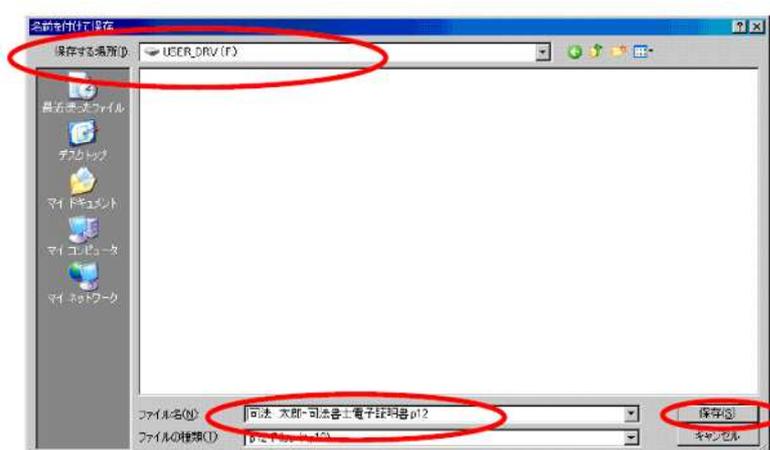
- ⑦ダウンロードが実行される。ほとんど数秒程度で終わる。



- ⑧ダウンロードの完了が通知されたら **O** **K** ボタンをクリック。USB メモリ云々は気にしないで良い。

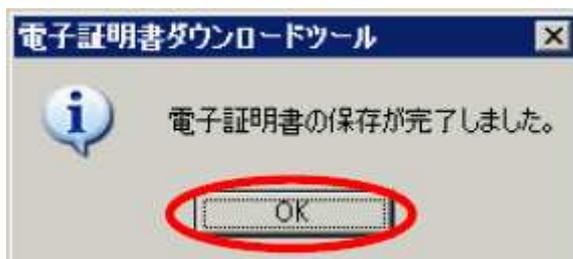


- ⑨ここで、適当な保存場所を指定して **保** **存** (S) ボタンをクリックする。USB メモリである必要はないし、USB メモリに保存することは有害であると私は思っている (後述)。

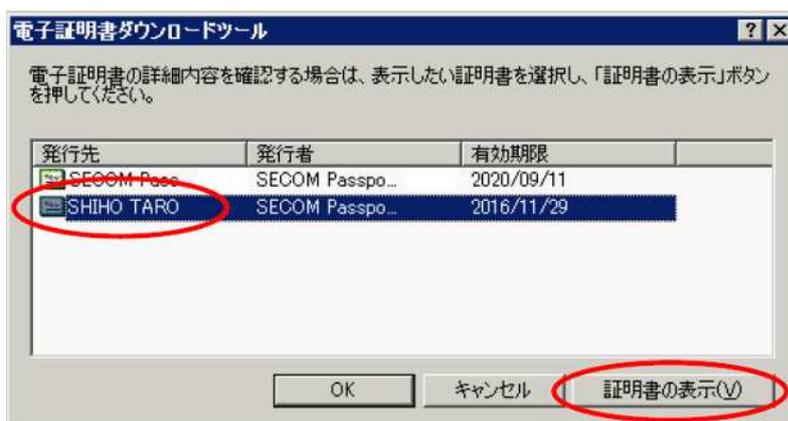


⑩保存が終わると通知される。

**OK** ボタンをクリック



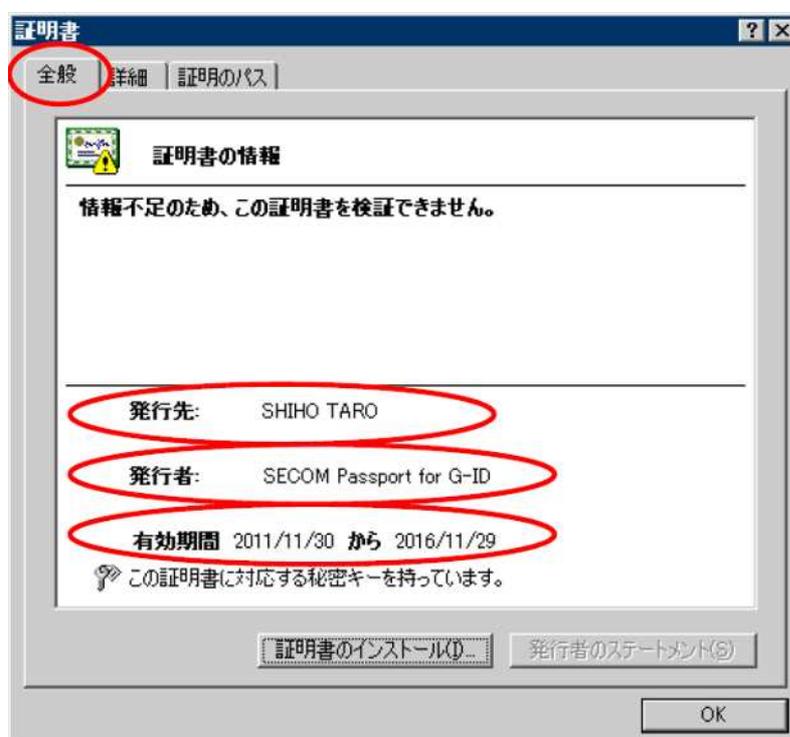
⑪すると、ダウンロードした電子証明書の一覧画面が表示されるので、名前がアルファベットで表示されている方をクリックして画面下部の**証明書の表示(V)** ボタンをクリックする。このとき、**OK** ボタンをクリックしてしまうと内容を確認する前に証明書がインストールされてしまうので、要注意。



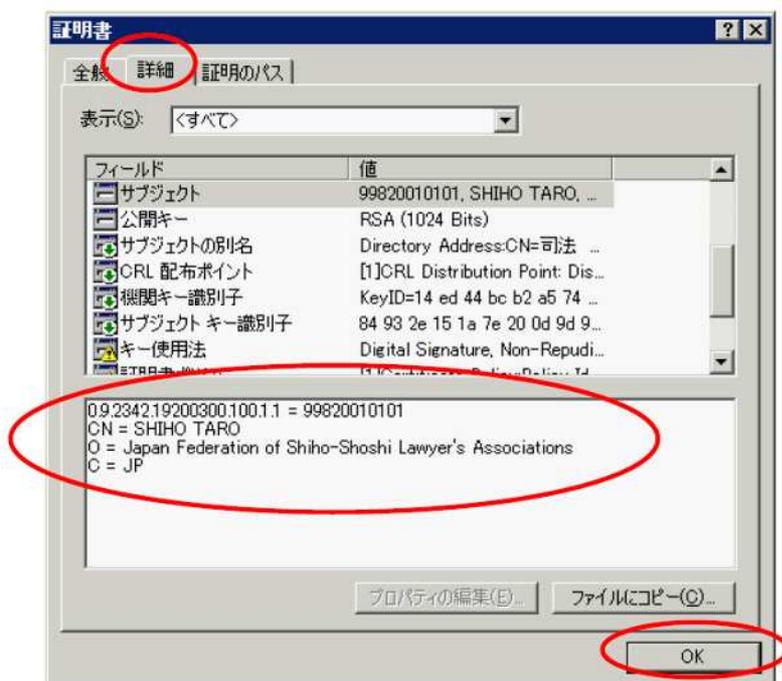
⑫ Windows 7 の場合、確認画面が表示されるが、ここでも **OK** ボタンをクリックしてはならず、「証明書のプロパティを表示します」の文字をクリックする。**OK** ボタンをクリックしてしまうと、内容を確認する前に証明書がインストールされてしまうのは⑪と同じ。



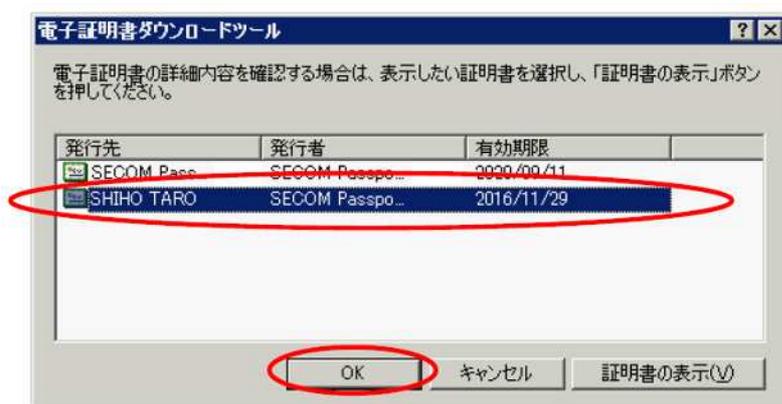
⑬すると、証明書のプロパティが表示されるので、まず、「発行先」、「発行者」、「有効期間」の表示が正しくされていることを確認。



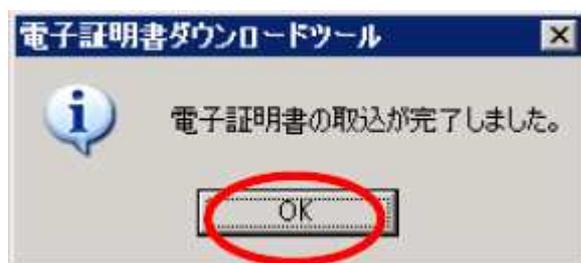
- ⑭ 画面上部の「詳細」のタブをクリックし、「サブジェクト」をクリックして下の窓に表示される内容に誤りがないことを確認する。間違いがなければ **OK** ボタンをクリック。



- ⑮ ⑪と同じ画面の戻るので、今度は **OK** ボタンをクリック。これで、証明書の取り込み（パソコンへのインストール）が実行される。



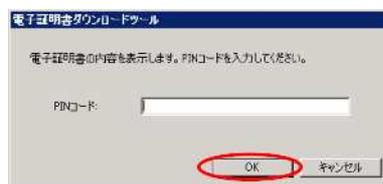
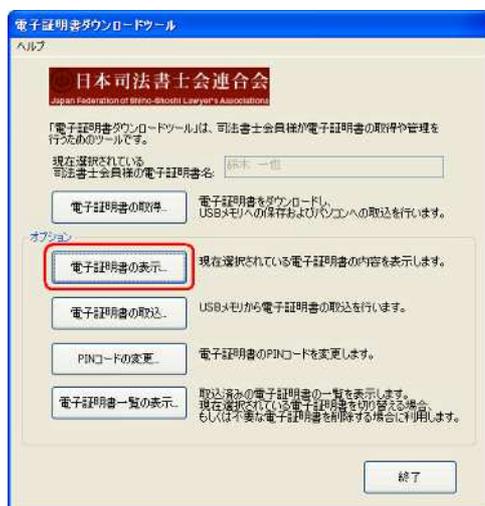
- ⑯ 異常なく終われば右のメッセージが表示されて終了



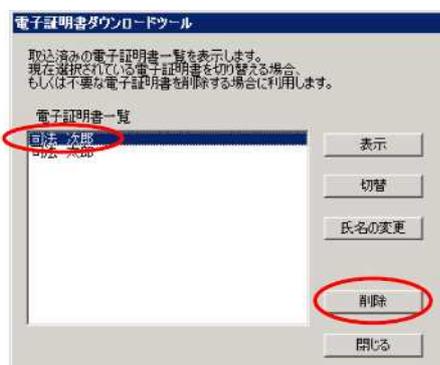
#### 電子証明書の内容を確認しないで取り込んでしまった場合

⑪や⑫でうっかり **OK** ボタンをクリックしてしまうと電子証明書の内容を確認しないうちにパソコンに取り込まれてしまうが、別に心配は要らない。電子証明書ダウンロードツールを起動して **電子証明書の表示** ボタンをクリックし、PIN コード（原則として本人限定受取郵便で通知されたもの。PIN コ

ードを変更している場合は変更後の PIN コード) を入力すれば、⑪と同じ画面が表示され、電子証明書の内容を確認することができる。



誤ってインストールしてしまった証明書ファイルを削除したい場合は **電子証明書一覧の表示** ボタンをクリックしてインストールされている電子証明書の一覧を表示させ、削除したい電子証明書をクリックして **削除** ボタンをクリックすればよい。



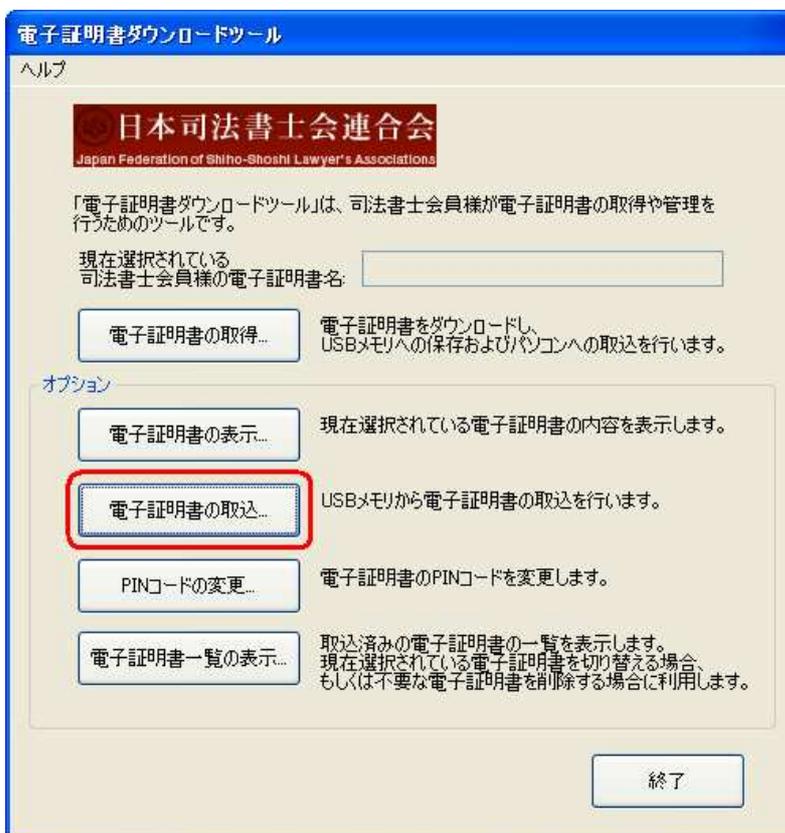
## (2)電子証明書の取り込み

「電子証明書の取得」とは電子証明書をサーバーからダウンロードすることであるが、「電子証明書の取り込み」とは、保存した電子証明書をパソコンにインストールすることである。2台以上のパソコンを使っている人の場合、1台目は取得と取り込みの2つの作業が一連のものとして行われるが、2台め以降はサーバーからダウンロードすることは通常できない（1台目に保存してから1時間以内なら出来る）ので、この「取り込み」だけを行う。

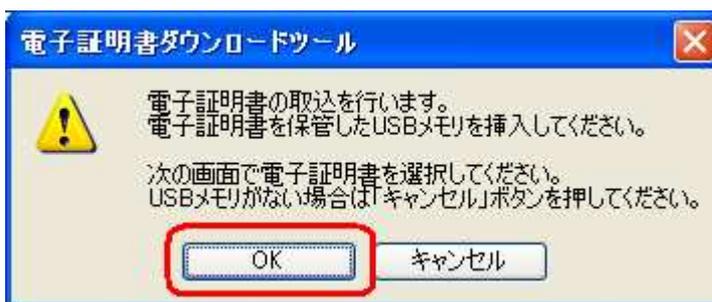
①まず、デスクトップ  
に表示された右のアイコンをダブルクリック



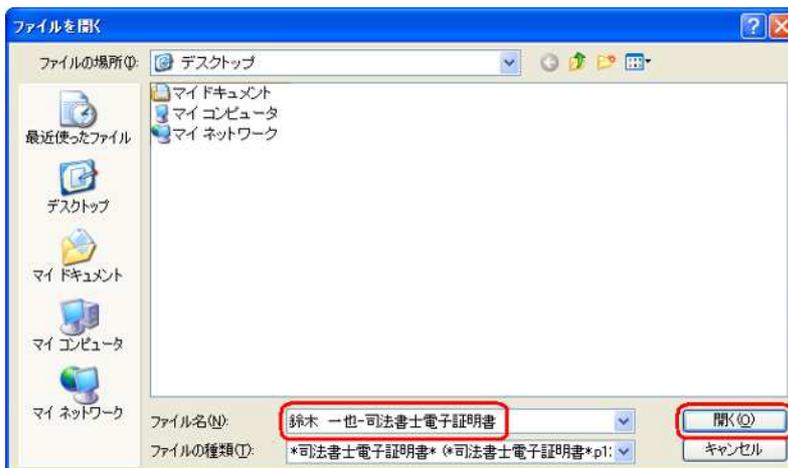
②電子証明書ダウンロードツールが起動するので、**電子証明書の取込**をクリック



③原本ファイルを保存したメディアを用意して **OK** ボタンをクリック（画面では USB メモリと表示されているが、USB メモリでないメディアに保存した場合は、実際に保存したメディアを用意すればよい）。



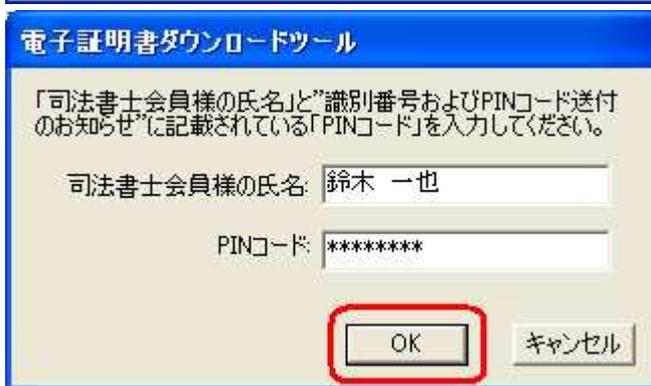
- ④「ファイルを開く」の画面が表示されるので、電子証明書ファイルを指定して、**開く(O)** ボタンをクリック。



- ⑤ここで、氏名と PIN コードを入力して **OK** ボタンをクリック。

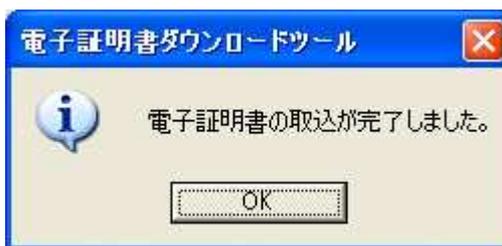
氏名はファイル名の冒頭部分が自動入力される。

PIN コードはセコムから来た通知書記載の PIN コードを入力する。



- ⑥これで取り込みが実行される。

完了した旨が表示されたら **OK** ボタンをクリック



セコムでは、電子証明書の保存メディアとしてUSBメモリを指定しているが、私にいわせれば、USBメモリを電子証明書という重要なファイルの恒久的なバックアップメディアに指定するとは、はっきり言って常識はずれである。

恒久的なバックアップメディアとして妥当な要件は、

本体と電氣的に独立していること

物理的衝撃に強いこと

磁氣的影響に強いこと

電氣的影響に強いこと

削除が不可能であること

の5つだと私は思っているのだが、USBメモリは、4番目の「電氣的影響に強いこと」と5番目の「削除が不可能であること」という要件を決定的に欠いている。よく、デジタルカメラで撮影した写真をUSBメモリに保存しておいて、しばらくたって開けようとしたら壊れていたということがあがあるが、これは、USBメモリの電氣的弱点のせいであるし、誤って原本ファイルを消してしまうとか、USBメモリをフォーマットしてしまうなどという事故をセコムは想定しなかったのであろうか。

USBメモリの記憶保持力はそれほど強くはない。新品でも数年程度と考えるべきである。あまり知られていないことだが、USBメモリには書き換え回数による制限もあるし、使用可能期間の制限もある。従って、5年間の有効期間を持つ電子証明書の原本ファイルを保管するメディアとしては決定的に不適當と言わざるを得ない。

また、よりによってこの季節にUSBメモリかと私は思った。太平洋側の冬は非常に静電気が発生しやすく、USBメモリはこの静電気に決定的に弱い。USBメモリはUSB端子から供給される5Vの電圧で動作するが、静電気のスパークは少なくとも数万ボルト、場合によっては数十万ボルトに達する。USBメモリはメモリに直結する端子が露出しているので、静電気のスパークがこの端子に起きたら、内部のメモリは間違いなく破壊される（今の季節は、USBメモリだけでなく、パソコン本体のCPUが静電気によって破壊される故障が多発するそうだ）。

したがって私は、自分自身も、また、研修会などでもUSBを保存先としないよう告知している。一時保管場所としてはデスクトップで十分だし、これを、本体と電氣的に独立していること

物理的衝撃に強いこと

磁氣的影響に強いこと

電氣的影響に強いこと

削除が不可能であること

の5つを比較的満たしていると思われるCD-Rに焼いておくこと、それも、正本・副本の2枚以上作成することを勧めている。ただし、デスクトップはあくまでも一時保管先であって、CD-R等に焼いたら直ちに削除しておかなければならない。これを放置することは、実印を部屋に放置しているようなものである。

## 5、申請用総合ソフト側の設定（仮想 IC カード方式）

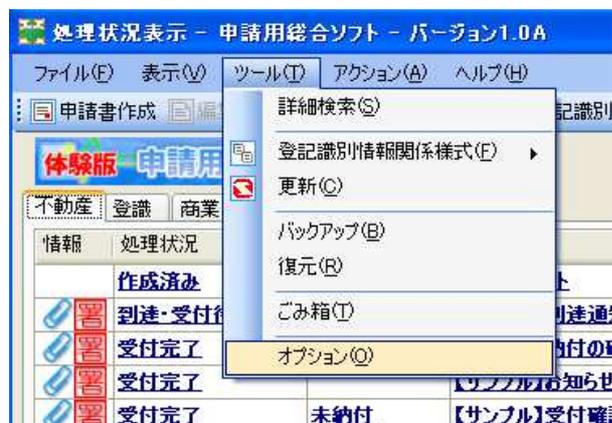
ここからがこのマニュアルの値打ちである。セコムのマニュアルというか、セコムが指定する方法は、このあと、22ページの赤いアイコン（電子申請ツール）を起動して、セコムの電子証明書を使って電子署名するソフトを指定することになっているが、このマニュアルではそれは一切しない。申請用総合ソフトで電子署名する限り、それは一切しなくてかまわないのである。それどころか、申請用総合ソフト以外の指定ソフト（法務省電子署名プラグイン及び e-Tax ソフト）を使わない限り、電子申請ツールは一度も起動する必要がないので、電子申請ツールの赤いアイコンは削除してしまってもかまわない（ただし、電子申請ツールそのものをアンインストールしてはいけない）。ここで紹介する方法は、PISC のホームページ<sup>\*</sup>に掲示されていた方法で、私が発見したのではない。私が発見したのは、セコムツールのバージョンの違い（Ver.1.0 と Ver.1.10）によって、手順が異なることである。Ver.1.0 の場合は、4の電子証明書のダウンロード及び取り込みをしていなくてもこの手順が可能だが、Ver.1.10 の場合は、先に電子証明書のダウンロード及び取り込みをしておかないと、この手順は実行できないので、注意して欲しい（Ver.1.20 でどうなっているかはわからないが、おそらく Ver.1.10 と同じであろう）。また、以下に説明する手順を実行する前に、申請用総合ソフトで使用する IC カードを「司法書士認証カード」等に切り替えてしまうと、この手順は実行できないので、その点にも注意して欲しい。

※[http://www.pisc.co.jp/support/pdf/4\\_5\\_ex.pdf](http://www.pisc.co.jp/support/pdf/4_5_ex.pdf)

なお、Ver.1.10 の場合は、手順どおりに実行していても、この手順が実行できないことがある。この場合、電子証明書ダウンロードツールから取り込んだ電子証明書をいったん削除して再取り込みを実行してみたり、セコムツールのアンインストール→再インストールをやり直してみたりすると成功することがあるので、1回で出来なかった場合でもあきらめることはない（取り込んだ電子証明書の削除を実行する場合は、原本証明書が正常に保存されていることと、オリジナル PIN コードが書かれた通知書の所在を確認してから行うこと。これを失っていると、再取り込みを行えない）。しかし、Ver.1.0 では百発百中で成功しているので、この点でも Ver.1.0 の方がソフトウェアとしての安定性は高いことがわかる。

では、以下に手順を説明する。

- ①Ver.1.10 の場合は電子証明書  
の取り込みを終えた直後  
に申請用総合ソフトを起動  
して、ICカードの切替登録  
をする画面を呼び出す（手  
順はメニューバーから「ツ  
ール(T)→オプション(O)」  
とクリック）。

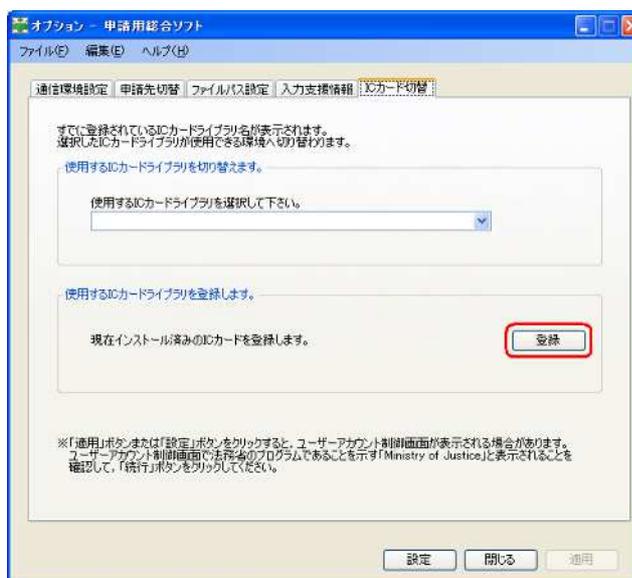


Ver.1.0 の場合は電子証明  
書の取り込みを終えていな  
くても、セコムツールのイ  
ンストールを終えた後、最  
初に申請用総合ソフトを起  
動したときに同じ操作をす  
ればOK。

- ②表示された画面上部の「I  
Cカード切替」のタブをク  
リック



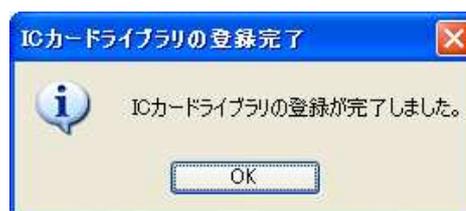
- ③ ICカード切替の画面に切り替わったら、直ちに **登録** ボタンをクリック。



- ④すると、「secom-gid01 の IC カードライブラリ設定ファイルを登録しますか？」と聞いてくるので、 **OK** ボタンをクリック。



- ⑤これで、新電子証明書は IC カードとして申請用総合ソフトに登録された。 **OK** ボタンをクリックして画面を閉じる。これで完了。

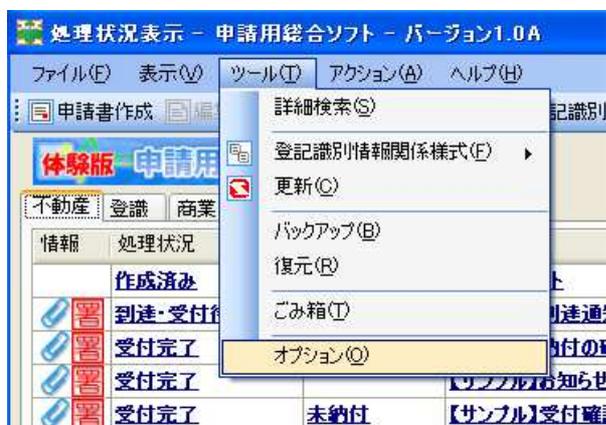


## 6、申請用総合ソフト（仮想 IC カード方式）による電子署名の実行

5の手順を終えていれば、以後、新電子証明書ファイルで電子署名したいときは、IC カードの切替画面で「secom-gid01」を選択すれば、ファイルなのに、IC カードとして電子署名が実行できる。申請用総合ソフト自体は通常の緑色のアイコンから起動すればよく、当然、登記所情報やソフトウェアの自動更新も平常どおり実行される。

### (1)IC カードをセコムの新電子証明書に切り替える手順

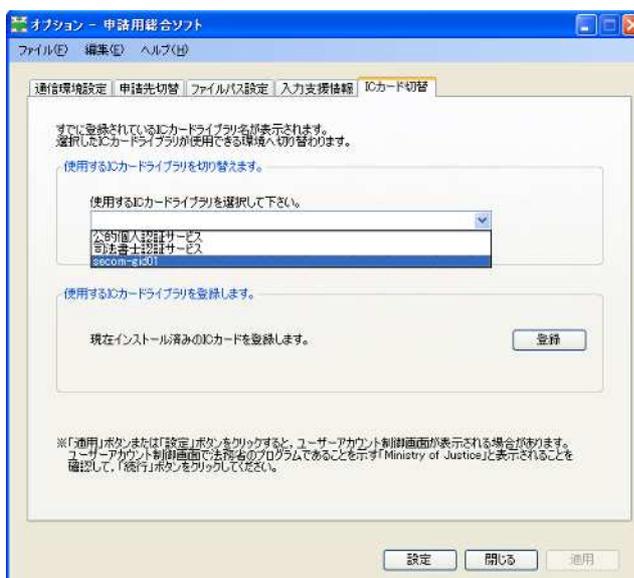
- ①電子署名を実行する前に、IC カードとしてセコムの電子証明書を選択しておく。そのために、申請用総合ソフトから「ツール(T)→オプション(O)」とクリック。



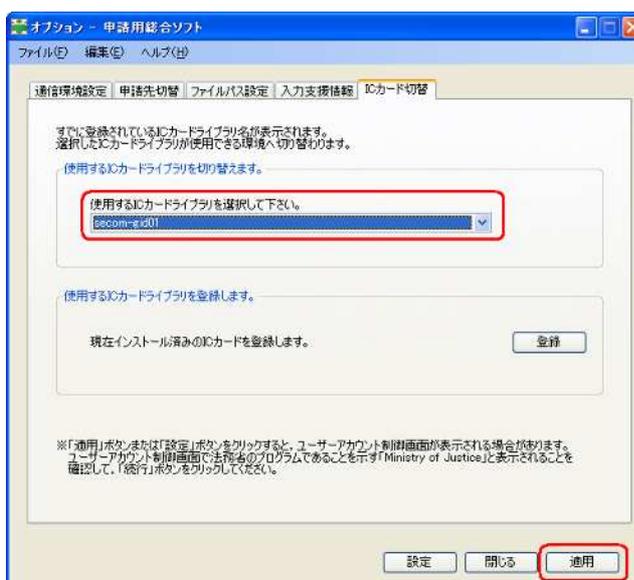
- ②表示された画面上部の「ICカード切替」のタブをクリック



- ③ ICカード切替の画面に切り替わったら、「使用するICカードライブラリを選択してください。」と書かれた窓の右端の  をクリックし、表示されたメニューから「secom-gid01」をクリック。



- ④窓の表示が「secom-gid01」になったことを確認して画面下の  ボタンをクリック。

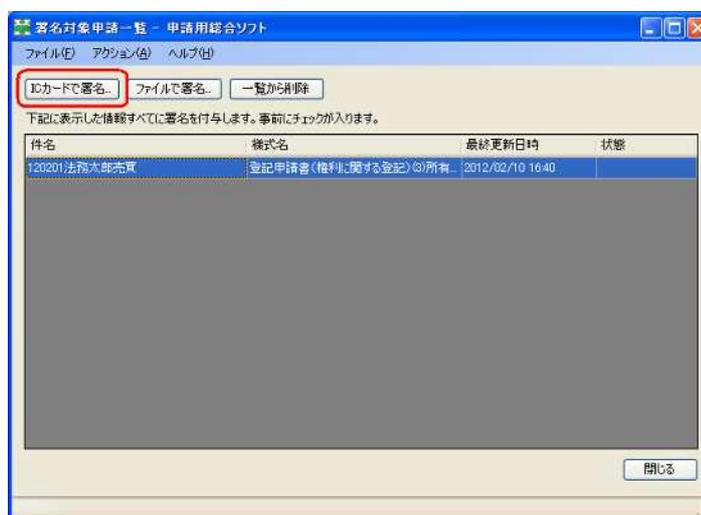


- ⑤これで、新電子証明書はICカードとして申請用総合ソフトに認識される。  
 ボタンをクリックして画面を閉じる。これで準備完了。

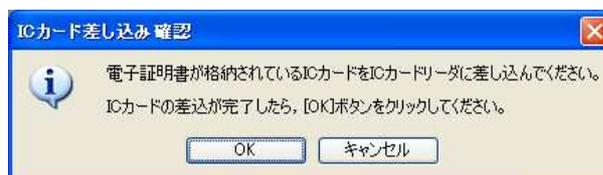


## (2)セコムの新電子証明書を IC カードとして使って電子署名する手順

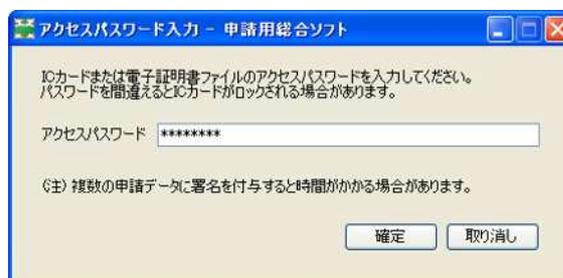
- ①処理状況表示画面から電子署名したい申請書を選択し、署名アイコンをクリックするなどして署名対象一覧画面に移行したら、**ICカードで署名** ボタンをクリック。**ファイルで電子署名するのだが、「ICカードで署名」を選択する**ところがミソ。



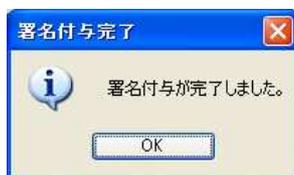
- ②右の画面が表示されるが、電子証明書ファイルが IC カードとして認識されるので、カードをセットすることなく **OK** ボタンをクリック



- ③の状態、PIN コード (電子証明書ダウンロードツールで変更した場合は、変更後の PIN コード) を入力し、**確定** ボタンをクリック



- ④これで、署名が実行される。

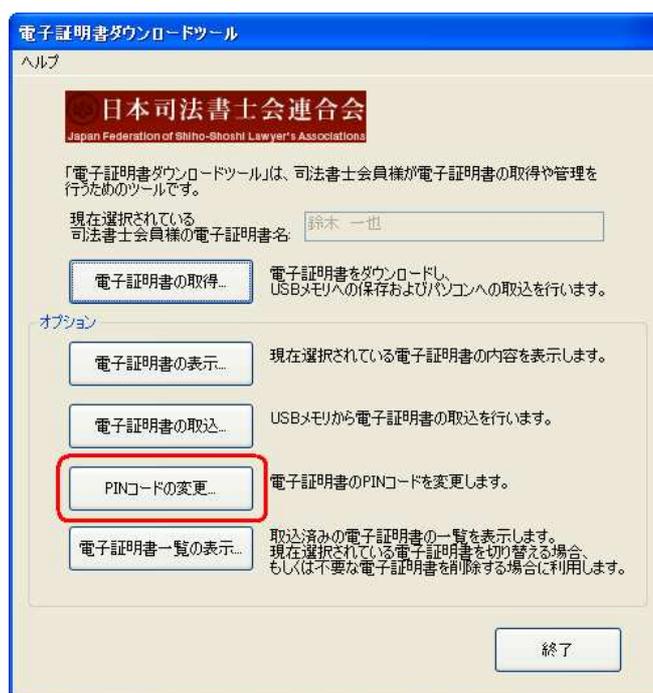


## 付：電子証明書の PIN コードを変更する方法

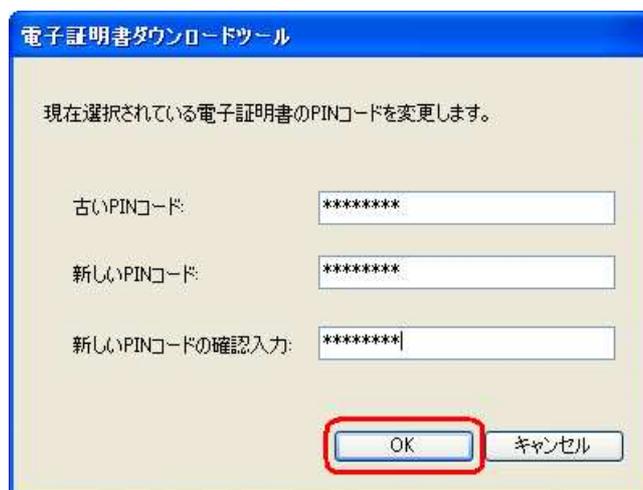
- ①まず、デスクトップ  
に表示された右のアイ  
コンをダブルクリ  
ック



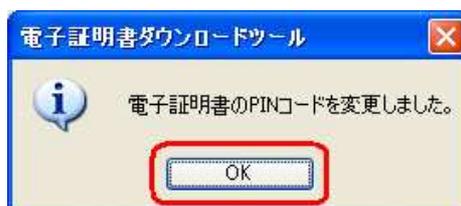
- ②電子証明書ダウンロ  
ードツールが起動す  
るので、**PIN コー  
ドの変更** をクリッ  
ク



- ③画面が移行したら、  
「古い PIN コード」  
欄に現在の PIN コ  
ード、「新しい PIN  
コード」欄及び「新  
しい PIN コードの  
確認入力」欄に変更  
後の PIN コードを  
入力して画面下にあ  
る **OK** ボタンを  
クリック。



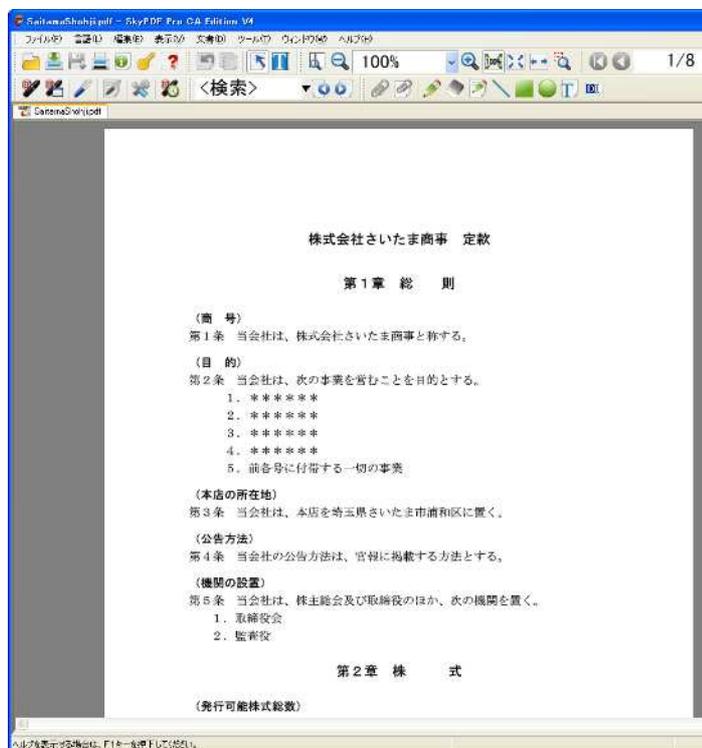
- ④これで PIN コード  
の変更が実行され  
る。



## 7、PDF ファイルに電子署名する場合

①PDF ファイルの作成方法は従来と全く同じ。

SkyPDF V4 の場合、署名したいファイルを SkyPDF V4 で開いたら、ツールバーの  のアイコンをマウスでクリック。



②署名方法の選択を求められるので、右端の  をクリック



③一覧表の中から SKYCOM SECOM Passport for G-ID を選択。ちなみに、司法書士認証カードを使う場合は SKYCOM Shiho-Shoshi Lawyer's Authentication Service を選択



- ④この状態で **OK** ボタンをクリックすると署名方法として SKYCOM SECOM Passport for G-ID が選択される。



なお、右の画面で「デフォルトにする」の「」をチェックしてから **OK** ボタンをクリックすると次回の起動時からここで選択されていた署名方法が選択されて起動する。

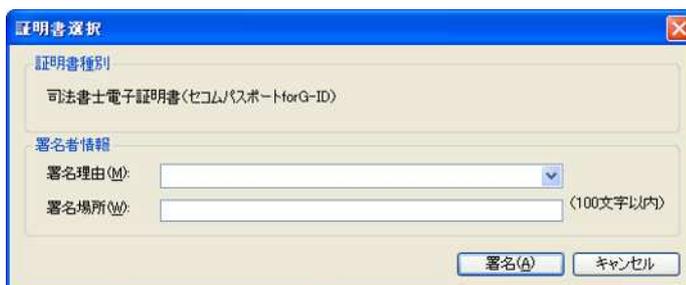


- ⑤署名方法が選択されると、署名場所の指定を求められる。マウスカーソルが「十」になるので、左ボタンをクリックしてそのままマウスをドラッグし、ボタンを離せば、最初にボタンを押したところと離れたところを両頂点とする点線の四角形が描かれ、署名はこの四角形の中に実行される。

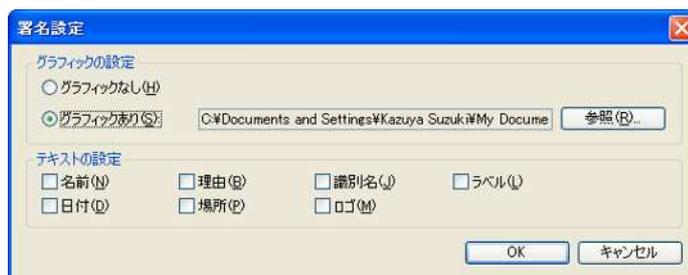
司法書士 鈴木 一也



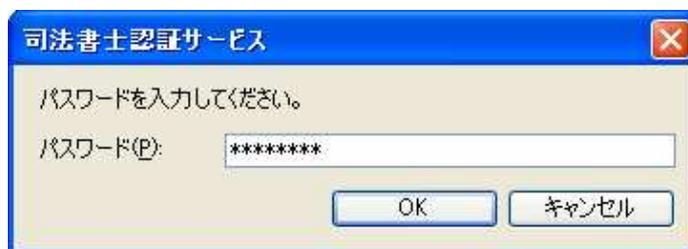
- ⑥証明書選択画面。SECOM Passport for G-ID の場合、既に選択済みなので。必要に応じて署名理由と署名場所を入力して画面下部の **署名(A)** ボタンをクリック



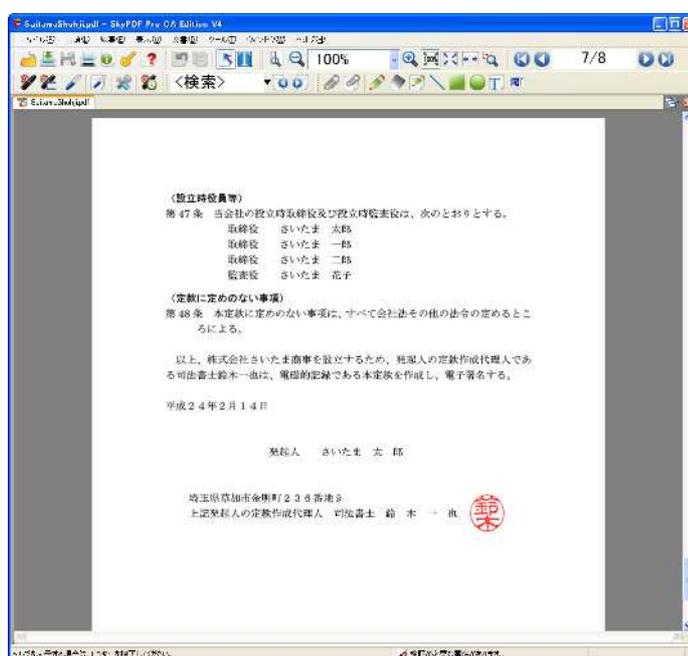
⑦署名設定画面。必要に応じて署名位置に表示する画像の有無、署名アイコン中表示するテキスト内容等を指定して **OK** ボタンをクリック。私はグラフィックとして印影を **Scan** したファイルを指定し、テキストの設定はすべて **Off** にしている。



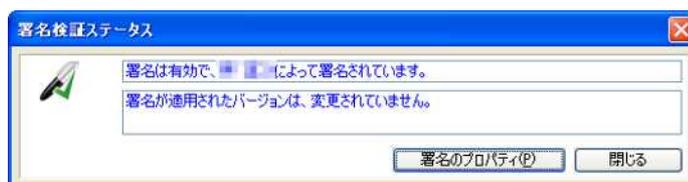
⑧パスワードの入力を求められる。ここで入力するパスワードは、電子証明書ダウンロードツールで PIN コードの変更を行っている場合は変更後の PIN コードである。



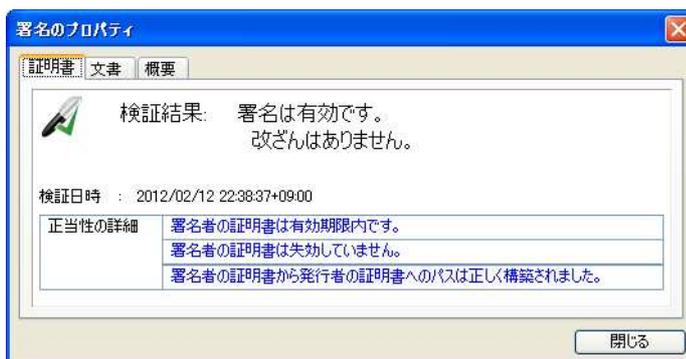
⑨電子署名が完了すると、⑦で指定した内容の署名アイコンが表示される。この署名アイコンをマウスでダブルクリックすると署名検証が実行される。



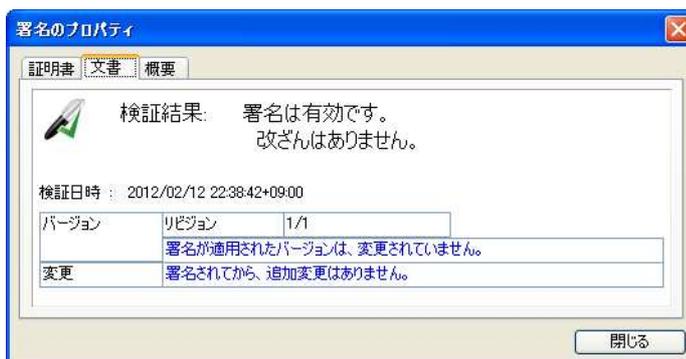
⑩署名検証の結果。右のとおりであれば異常なし。 **署名のプロパティ(P)** ボタンをクリックするとさらに詳しい内容が表示される。



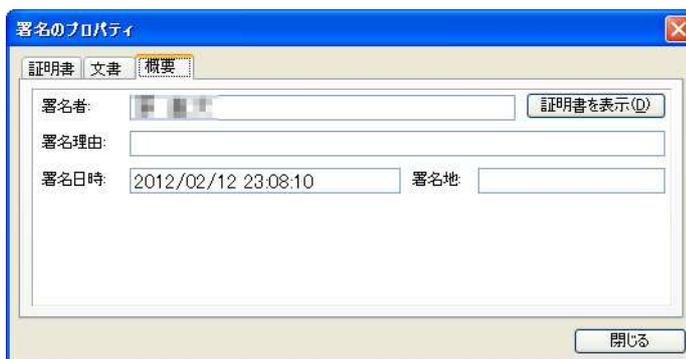
- ⑪ 署名のプロパティの内容  
(証明書の有効性等の表示)



- ⑫ 署名のプロパティの内容  
(署名された文書の検証結果)



- ⑬ 署名のプロパティの内容  
(署名者情報) **証明書を  
表示(D)** ボタンをクリックすると  
証明書の内容が表示される。



⑭ 証明書の内容 (全般)



⑮ 証明書の内容 (詳細)

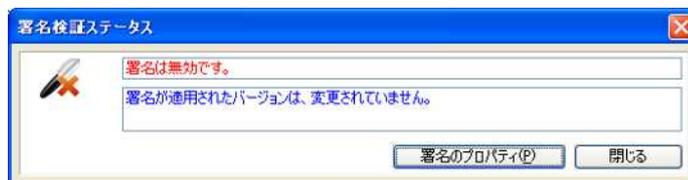


- ⑩ 証明書の内容（証明のパス＝署名に使われた電子証明書と、その真正性を証明する上位証明書（ルート証明書とも呼ばれる）へのパスを表示）



署名を検証したとき、「署名は無効です」と表示されることがある。これは、署名に使われた電子証明書の真正性を証明する上位証明書がないため、署名に使われた電子証明書の信頼性が確認できない状態であることを示すものである。この場合、上位証明書を取得してパソコンにインストールし、その上で電子署名を再検証すれば信頼性が確認できる。

- ① 署名検証画面。「署名は無効です」と表示されている



- ② SECOM Passport for G-ID の場合、上位証明書は司法書士電子証明書サービスのホームページから取得できる。  
画面左側の「認証局電子証明書情報」の文字をクリック。

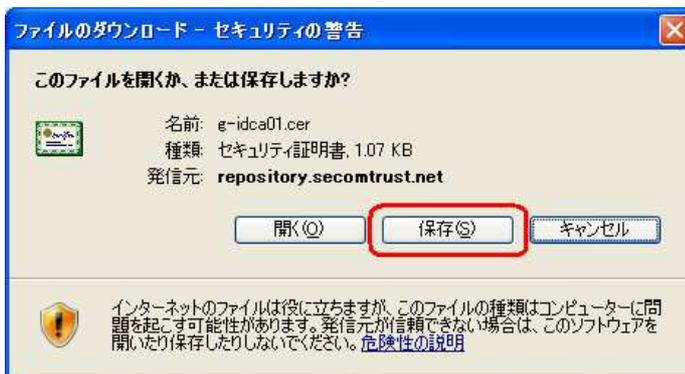


③切り替った画面の最下部に右の表示があるので、「セコムパスポート for G-ID 自己署名証明書(NewWithNew)」の文字をクリック

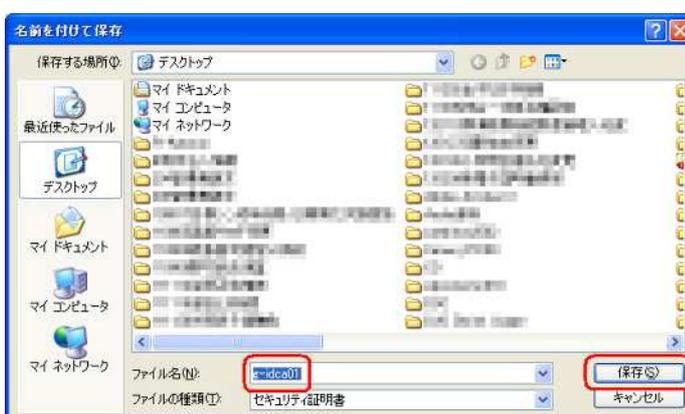
④切り替った画面で「セコムパスポート for G-ID CA Certificate(NewWithNew)」の文字をクリック



⑤証明書がダウンロードされるので、「保存(S)」ボタンをクリック。



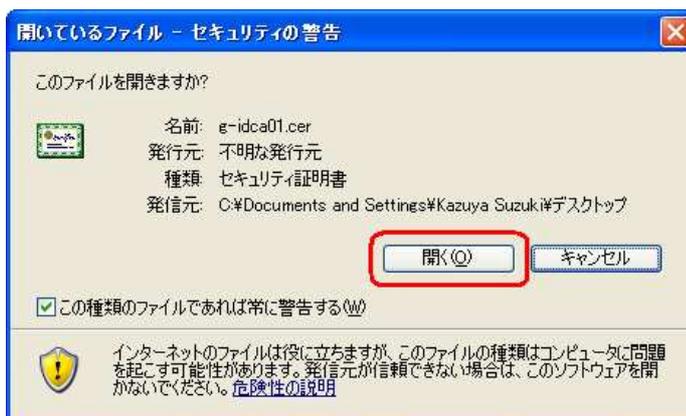
⑥保存先を指定。デスクトップでいいだろう。



⑦保存された証明書のアイコン。これをダブルクリックする。



- ⑧セキュリティの警告が表示されるが、**開く(O)**をクリック。



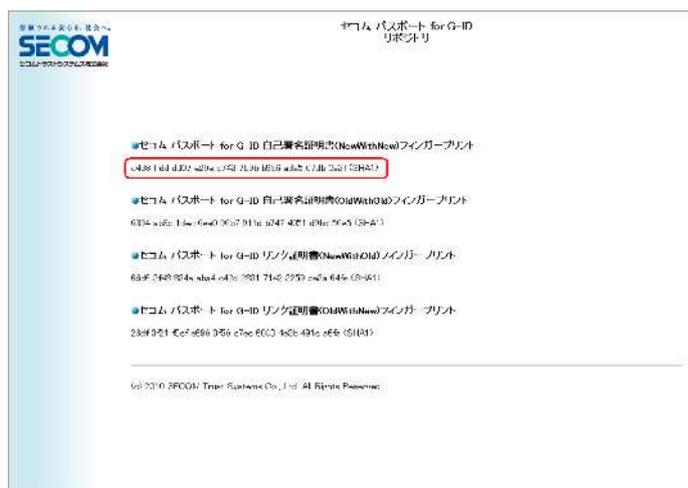
- ⑨証明書の情報が表示されるので、発行先と発行者を確認。さらに「詳細」のタブをクリック



⑩内容表示欄の最下部の「拇印」項目をクリックし、下の画面に証明書の「拇印」情報を表示させる。この文字列と、証明者のホームページに掲載されている **Fingerprint** の値を比較する。両者が一致していればこの上位証明書が本物であることが確認できる。



⑪証明者のホームページ※に掲載されている **Fingerprint** の値。この画面のアドレスは下記のとおりであるが、③の画面から「セコムパスポート for G-ID 自己署名証明書 (NewWithNew) フィンガープリント」の文字をクリックするか、④の画面で「**Fingerprint**」の文字をクリックすれば表示される。

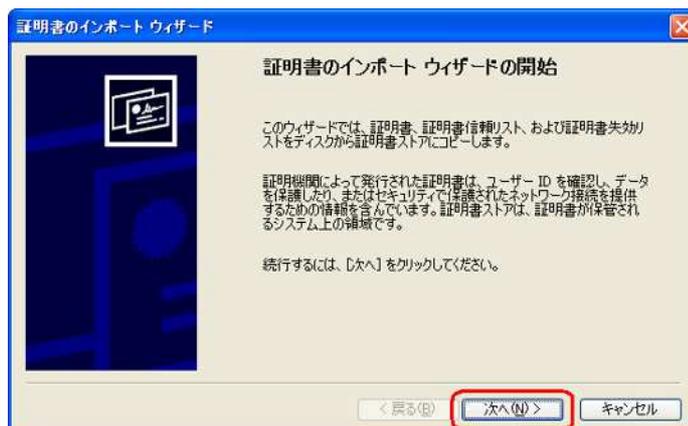


※<https://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/>

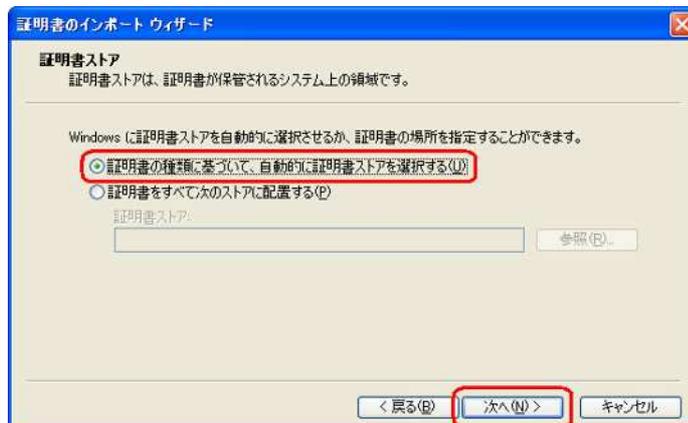
- ⑫ 拇印(Fingerprint)の照合によって証明書が真正であることが確認できたら、**証明書のインストール(I)...** ボタンをクリック



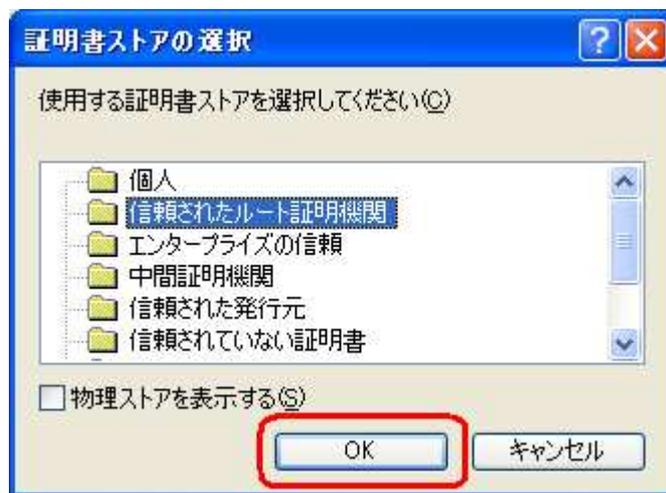
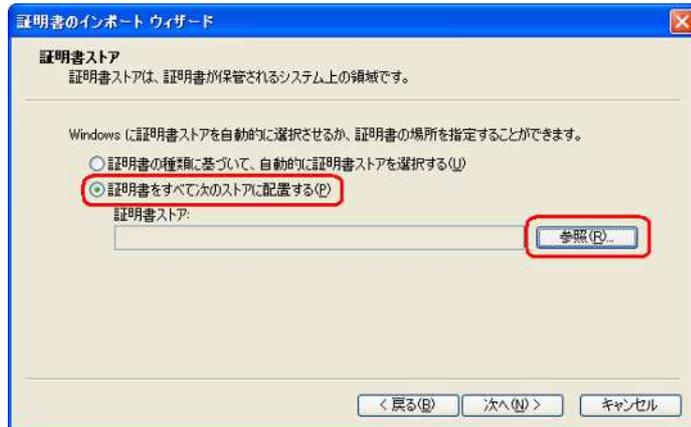
- ⑬ 証明書のインポートウィザードが起動。  
**次へ(N)>** ボタンをクリック



- ⑭ Windows XP マシンの場合は「証明書の種類に基づいて、自動的に証明書ストアを選択する(U)」をクリックして **次へ(N)>** ボタンをクリック



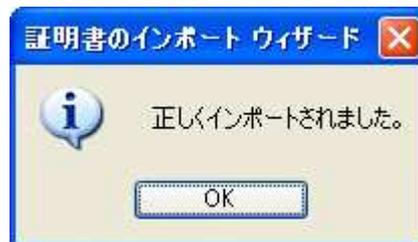
- ⑮ Windows Vista、7 マシンの場合は「証明書をすべて次のストアに配置する(P)」をクリックして **参照(R)** ボタンをクリックすると、証明書ストアの選択画面が表示されるので、「信頼されたルート証明機関」を選択して **OK** ボタンをクリック。



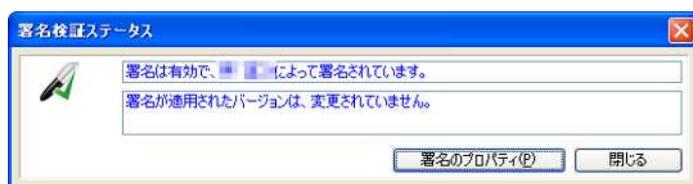
- ⑯ インストールしようとしている証明書の「拇印」が表示されるので、念のため、⑪の画面と再度照合。一致していることを確認したら **はい(Y)** ボタンをクリック



- ⑰ これで上位証明書のインポートは終了。



- ⑱ この状態で再度署名検証を行えば、正常に検証ができる。



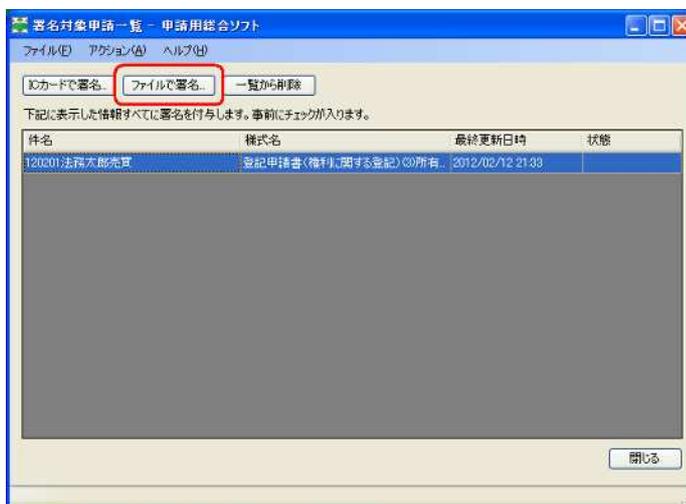
## 8、原本ファイルによる署名方法

以上の方法に対して、電子証明書の原本を使用して電子署名する方法がある。この方法を使っても、電子署名としての有効性確認はまったく問題なく行うことができ、実際に登記申請をこれで行い、無事に完了してきた人もいる。従って、この方法で電子署名しても実際には差し支えないし、自分のパソコンにセコムの専用ツールがどうしても正常にインストールできない場合には、だれか無事にインストールが出来たパソコンを持っている人のところにおいてダウンロードだけさせてもらうか、その人にダウンロードをしてもらうなどする方法で、とにかく電子証明書のダウンロードだけ済ませておけば、この方法で電子署名できるので、オンライン申請をあきらめる必要はないのである。しかし、何度もいうが、自分のパソコンでダウンロードできないからといって、そのまま放置してはならない。セコムが申込者のための電子証明書を作成し、サーバーにアップロードすると共に申込者宛の本人限定受取郵便によって ID と PIN コード通知書を送付してから 30 日が経過すると、たとえダウンロードを済ませていなくても、電子証明書が失効されてしまうことになっているからである。電子証明書の失効とは、電子証明書そのものに何らかの変更が加えられるのではなく（従って、失効後でも電子署名は正常に行うことができる）、認証局の失効リストに登載されてしまう結果、その証明書を使って行われた電子証明書が有効なものとして扱われなくなってしまうことを意味するため、失効された後では、例えばダウンロードがうまく行っても、もはやその証明書を使うことができない（さらに正確に言うと、失効した電子証明書を使って付与した電子署名は、パソコン上で異常なく付与できても、有効なものとして扱われないので、申請は却下されてしまう）。

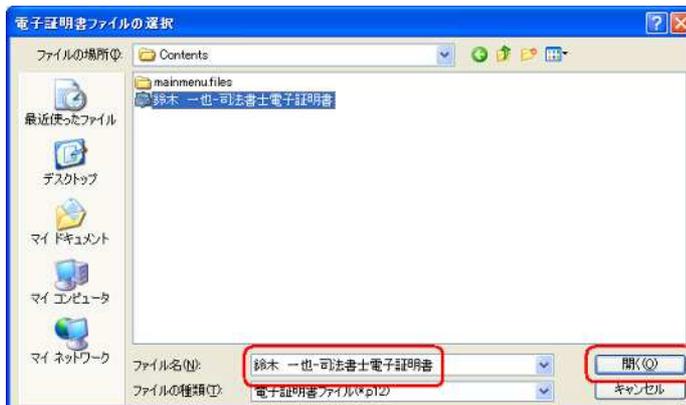
原本ファイルを使って電子署名する方法は、いわゆる「セキュリティ」、すなわち、電子証明書のコピーや削除を防ぐ措置がないので、証明書そのものの管理が決定的に重要になるが、それをわきまえた上であれば、パソコンに全く負担をかけない方法でもある。ここでは、その両面性を理解した上で取りうる手段として、原本ファイルを使って電子署名する方法を示す。

## (1)申請用総合ソフトの場合

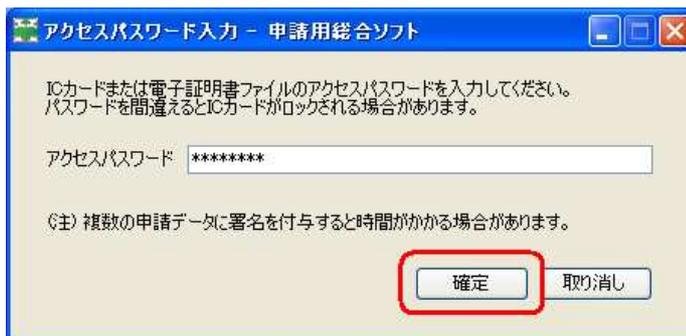
- ①処理状況表示画面から電子署名したい申請書を選択し、署名アイコンをクリックするなどして署名対象一覧画面に移行したら、**ファイルで署名** ボタンをクリック。



- ②すると、電子証明書のファイルを選択する画面に移行するので、使用する電子証明書のファイル（保存されている原本ファイル）を指定して**開く(O)** ボタンをクリック



- ③パスワード入力画面に移行するので、PIN コード（原本ファイルで署名する場合は、たとえ電子証明書ダウンロードツールで PIN コードを変更していても、最初に通知された PIN コードのまま）を入力し、**確定** ボタンをクリック



- ④これで、署名が実行される。  
仮想 IC カード方式よりも  
速い。

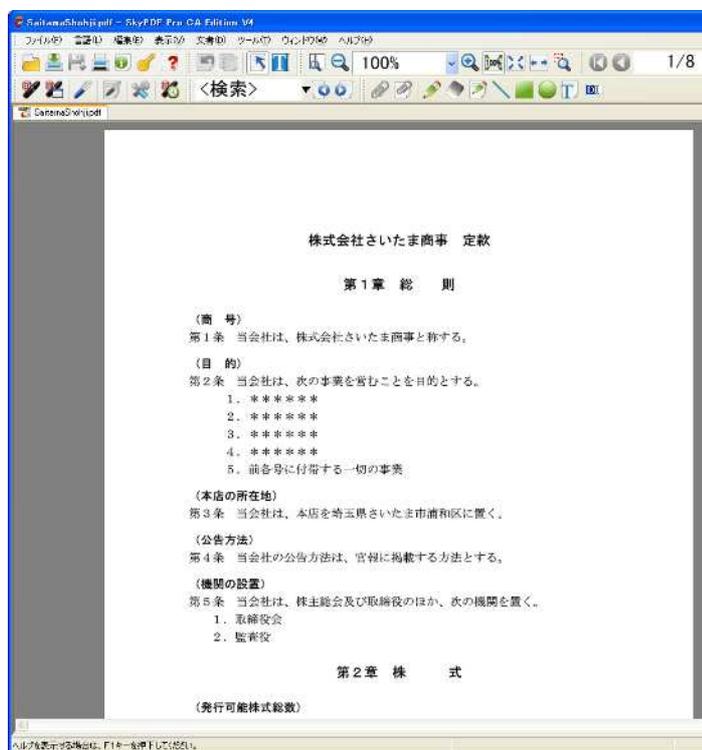


申請用総合ソフトの場合、セコムが指定した方法は電子申請ツールで申請用総合ソフトを起動するためのショートカット（いわゆる「赤アイコン」）を作成し、この赤アイコンから起動しないと新電子証明書による電子署名はできないことになっているのだが、原本ファイルを使った電子署名であれば、そのような制限はかからない。しかし、原本ファイル署名方式では、電子証明書のコピーや削除は無制限なので、パスワードの管理が極めて重要になる。この点を踏まえて行うのであれば、原本ファイル署名方式は、パソコンに余計な負担をかけないで行えるので、司法書士自身がその管理に全責任を負える環境（要するに、隅々まで目が届く小規模事務所ということ）であれば、わざわざ危険を冒してまでセコム専用ツール方式に付き合う義理はない。

## (2)SkyPDF V4 の場合

①PDF ファイルの作成方法は従来と全く同じ。

SkyPDF V4 の場合、署名したいファイルを SkyPDF V4 で開いたら、ツールバーの  のアイコンをマウスでクリックすることも同じ。



②署名方法の選択を求められるが、原本ファイルで署名する場合は、SKYCOM Standard Signature を選択して  ボタンをクリック。

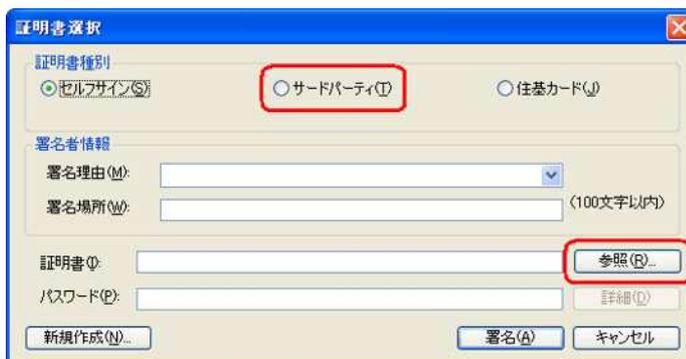


③署名方法が選択されると、署名場所の指定を求められる。マウスカーソルが「十」になるので、左ボタンをクリックしてそのままマウスをドラッグし、ボタンを離せば、最初にボタンを押したところと離れたところを両頂点とする点線の四角形が描かれ、署名はこの四角形の中に実行される。

司法書士 鈴木 一也



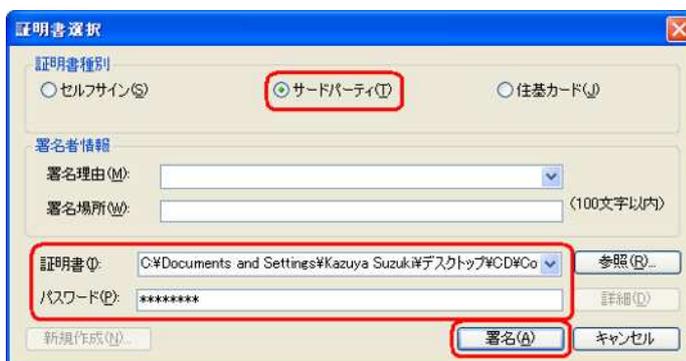
⑥証明書選択画面。SKYCOM Standard Signature で原本ファイルを使って電子署名する場合、証明書の種別は「サードパーティー」を選択し、証明書を指定するために **参照(R)** ボタンをクリック



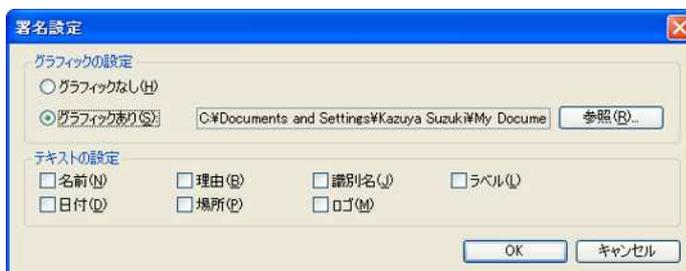
⑦すると、電子証明書のファイルを指定する画面に移行するので、使用する電子証明書のファイル（保存されている原本ファイル）を指定して **開く(O)** ボタンをクリック



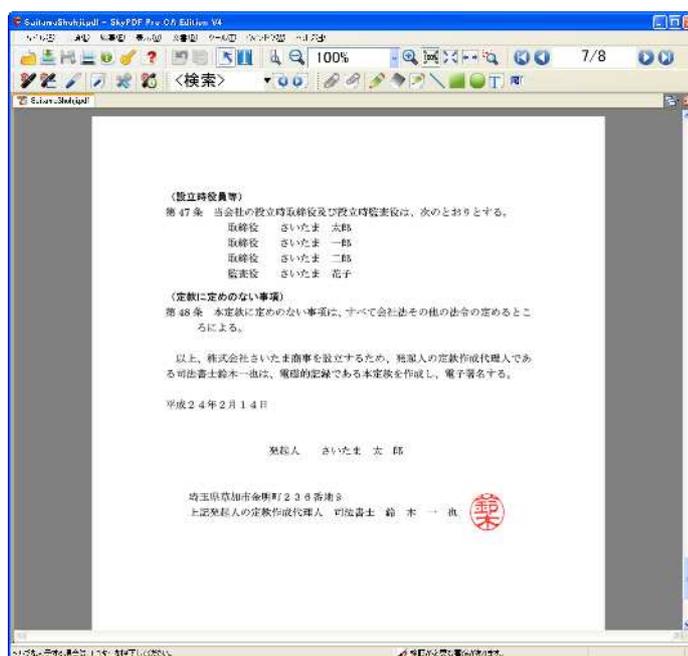
⑧これで、証明書ファイルの指定が終わったので、パスワードを入力する。原本ファイルで署名する場合、たとえ電子証明書ダウンロードツールで PIN コードを変更していても、最初に通知された PIN コードを入力し、**署名(A)** ボタンをクリック



⑨署名設定画面。必要に応じて署名位置に表示する画像の有無、署名アイコン中に表示するテキスト内容を指定して **OK** ボタンをクリック。



- ⑧電子署名が完了すると、⑦で指定した内容の署名アイコンが表示される。署名検証の方法は通常の場合と同じ（51ページ参照）。



申請用総合ソフトと異なり、SkyPDF V4は、いわば、電子申請ツールを内部に組み込んだソフトウェアであるため、動作に電子申請ツールによる介添を必要としない。セコムの専用ツールが正常にインストールでき、その上でSkyPDF V4が正常に動作するのなら、素直に取り込んだ証明書ファイルを使用したほうが安全である。すなわち、SkyPDF V4が正常に動作する限り、原本ファイルを使って電子署名する積極的な理由はない。SkyPDF V4の場合、バージョンアップ料は5,250円なのだから、この出費でセキュリティの向上が図れるのならそちらを選択すべきだと思う。

現在のところ、原本ファイル署名方式は、セコムが決定したPINコードを使わざるを得ないので、覚えにくいし、セキュリティ上、問題であることは間違いない。オリジナルPINコードが覚えにくい問題については、オリジナルPINコードを「登録単語」、自分で決めたパスワードを「読み」として単語登録する方法で、事実上、紙を見なくても入力することができるようになるが、少なくとも、自分以外にオリジナルPINコードを知っている者（例えば、自分宛のIDとPINコードの送付に携わった人）がいる可能性があるということは、やはり問題である。原本ファイル署名方式自体は、商業登記電子認証と同じ方式の電子署名なのだが、パスワードを自分で決められない点は、間違いなくセキュリティレベルにおいて劣る。

†

かくして、セコムの専用ツールをインストールできているパソコンで申請用総合ソフト+SkyPDFを使って司法書士業務を行う限り、申請用総合ソフトは

仮想 IC カード方式、SkyPDF は V4 へのバージョンアップを行えば、セキュリティも効くし、情報の更新もちゃんと行えるのだから、私はこの方法を勧める。ただ、正常に稼動するセコムツールにも、パソコンソフトとしての反則を犯していると言われている部分があるので、それを嫌ってツールをインストールしたくない場合にも、原本ファイルによる署名方式は、有効な選択肢である。原本ファイルによる署名方式は、そのパソコンにどうしてもセコムツールをインストールできない場合、あるいは、セコムツールの仕様を嫌ってどうしてもインストールしたくない場合の救済的手段と思って欲しい。